

付 議 第 1 号

高知県教員育成指標の改訂に関する議案

高知県教員育成指標を別紙のとおり改訂することについて、議決を求める。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（36）前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要であると認める事項を決定すること。

高知県教員育成指標「教諭」

経験段階(教職経験)			新規採用期(0~1年)	若年前期(2~4年)	若年後期(5~9年)	中堅期(10年~)	発展期(20年~)	
求められる資質・能力			教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。			教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。		
領域	能力	項目	教科指導、生徒指導及び学級経営など、職務遂行に必要な基礎的な知識・技能を理解・習得し、管理職や教職員に報告・連絡・相談しながら、業務に取り組むことができる。	教科指導、生徒指導、学級経営及び校務分掌など、職務遂行に必要な実践的な知識・技能を習得・活用し、より適切な指導力を發揮するとともに、積極的・協働的に業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員への助言を意識して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等において中心的役割を担うなど、ミドルリーダーとしての実践的指導力を發揮して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な高度な知識・技能を習得・活用するとともに、研究体制及び支援体制等の組織運営や、教職員への適切な指導・助言を行うなど、全校的視野に立った実践的指導力を發揮して、業務に取り組むことができる。	
学級・HR経営力	A 集団を高める力	①児童生徒との信頼関係の構築	児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって公平かつ受容的に関わることができる。	児童生徒との関わりの重要性を認識し、積極的かつ共感的にコミュニケーションを図ることができる。	児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生きることができる。	児童生徒の実態等を効果的に活用し、場面や状況に応じた適切な対応を行うとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。	児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。	
		②児童生徒間の人間関係の構築	児童生徒の人権を尊重し、児童生徒間のコミュニケーションを促進することができる。	児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を發揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を發揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような取組を計画的に進めることができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような取組について、教職員相互の共通理解を図り、組織的に推進することができる。	
	B 一人一人の能力を高める力	③児童生徒理解	児童生徒理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合い、共感的理解に努めることができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解を示すことができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援する適切な指導方針を立てて対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて教職員相互の共通理解を図るなど、複眼的な広い視野から児童生徒を捉え、組織的に対応することができます。	
		④発達支持的生徒指導 ^{※1}	全ての児童生徒の発達を支援する視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える働きかけについて教職員に指導・助言をすることができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える組織的な対応について教職員に指導・助言をすることができる。	
		⑤特別な配慮を要する児童生徒への対応 ^{※2}	保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、個々や集団に応じた指導・支援を行なうことができる。	校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個々や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行なうことができる。	校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個々や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行なうとともに、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	保護者や専門家・関係機関等と連携し、個々や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援の在り方や校内支援体制について、具体的に提案することができる。	校長等の指示を受け、保護者や専門家・関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。	
学習指導力	C 授業実践・改善力	⑥授業構想	育成すべき資質・能力や児童生徒の実態、発達や学びの連続性、他教科等との関連を踏まえ、学習の系統性を明確にし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てることができます。	育成すべき資質・能力や児童生徒の実態、発達や学びの連続性を踏まえ、教科等横断的な視点をもち、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てることができます。	児童生徒の実態や授業の展開に応じた適切な手立てを講じながら、個別最適な学びと協働的な学びを充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を実践することができる。	個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を実践するとともに、他の教員の授業を評価し、指導・助言をすることができる。	発達や学びの連続性を踏まえた教科等横断的な授業構想等カリキュラム・マネジメントの視点に立ち、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てることができます。	
		⑦指導技術の工夫	発問や板書等の基本的な指導技術を身につけ、個別最適な学びと協働的な学びを充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業の実践に努めることができます。	児童生徒の理解度や反応を把握しながら、個別最適な学びと協働的な学びを充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を実践することができます。	児童生徒の実態や授業の展開に応じた適切な手立てを講じながら、個別最適な学びと協働的な学びを充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を実践することができます。	個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を実践するとともに、他の教員の授業を評価し、指導・助言をすることができます。	個別最適な学びと協働的な学びを実現する授業を実践するとともに、教員に対して指導・助言をすることができる。	
		⑧学習評価と改善	学習評価の意義や方法について理解し、児童生徒の学習状況を把握しながら授業を進めることができます。	学習評価を生かした学習指導について理解し、指導方法の工夫・改善に取り組むことができる。	適切な学習評価を行い、指導方法の工夫・改善に生きることができます。	適切な学習評価や授業改善を実施するとともに、他の教員に対して授業設計・実践・評価・改善等の指導・助言をすることができます。	授業設計・実践・評価・改善等を繰り返し、学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体での取組を推進することができます。	
	D 専門性探求力	⑨専門性の追究	学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から基礎的な知識・技能を学ぶことができる。	学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から積極的に学ぶことができる。	今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性を追究することができます。	今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性をさらに高めるとともに、教員に対して指導・助言をすることができます。	今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性をさらに高めるとともに、教員に対して指導・助言をすることができます。	
		⑩校内研究の推進	自校の研究テーマに基づき、実践・研究に意欲的に取り組むことができる。	自校の研究テーマに基づき、実践・研究に意欲的に取り組むことができる。	研修会等で得た情報を校内で発信し、課題改善に向けた具体的な提案をすることができます。	校内研究の企画・運営の中心的な役割を担い、学校全体の研究を推進することができます。	教員の経験や個性を考慮しながら指導・助言をし、学校全体の研究を推進することができます。	
	E ICT活用指導力	⑪ICTや教育データの効果的な活用	ICT活用や情報モラルに関する基礎的・基本的な知識や技術を身に付け、授業のねらいを達成するために、ICTや教育データを活用して授業に取り組むことができる。	各教科等の指導におけるICT活用や情報モラルの基本的な考え方を理解し、授業のねらいを達成するために、ICTや教育データを活用して授業を効果的に実践することができます。	各教科等の指導において、教育データを活用して学習の改善を図るとともに、情報モラルに留意し、単元全体を見通した授業ナザインにICTの活用を位置付け、効果的に実践することができます。	情報社会の動向を積極的に把握し、教育データを活用して学習の改善を図るとともに、情報モラルに留意し、ICTを活用した工夫ある授業実践について、教員に対して指導・助言することができます。	情報社会の動向を積極的に把握し、教育データを活用して学習の改善を図るとともに、情報モラルに留意し、ICTを活用した工夫ある授業実践について、教員に対して指導・助言することができます。	
チームマネジメント力	F 協働性・同僚性の構築力	⑫保護者・地域・校種間・関係機関等との連携・協働	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりの積極的な推進に向けて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取ることができます。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりの積極的な推進に向けて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取ることができます。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりの積極的な推進に向けて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取ることができます。	
		⑬教職員間の連携・協働	「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて、教職員と連携・協働して業務に取り組むことができる。	学年や分掌等における自己の役割を自覚し、課題解決に向けて、チームで対応することを意識して業務に取り組むことができる。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者の協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを發揮し、課題を解決することができます。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者の協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを發揮し、課題を解決することができます。	
	G 組織貢献力	⑭学校組織の理解・運営	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、組織運営に積極的に参加することができます。	組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができます。	組織の特性や教職員の強み・弱みを見取り、それらを生かした機能的な組織運営に向けて、自らの役割を果たすことができます。	組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができます。	
		⑮業務遂行・進捗管理	校務分掌等の業務に必要な知識・技能を理解し、習得し、ICTを活用して担当する業務を計画的に遂行することができます。	校務分掌等の業務の工夫改善に努めながら、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができます。	校務分掌等の業務の工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回し、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができます。	校務分掌等の業務の効率的・効果的な遂行に向け、ICTを効果的に活用するなど積極的に工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回すとともに、教職員に対して適切な指導・助言することができます。	校務分掌等の業務の効率的・効果的な遂行に向け、ICTを効果的に活用するなど積極的に工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回すとともに、教職員に対して適切な指導・助言することができます。	
		⑯人材育成	学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。	自らの課題を見い出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができる。	教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言することができます。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言することができます。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言することができます。	
		⑰危機管理・安全管理	学校安全に関する基礎的な知識を身に付け、危機を察知し、迅速かつ適切に対応することができます。	危機管理の重要性や自身の役割を理解し、児童生徒の安全管理のために迅速かつ適切に対応することができます。	安全対策等の手法を身に付け、場面や状況に応じて、迅速かつ適切に対応することができます。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなぐことができます。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなぐことができます。	
		⑱法令遵守	教育公務員として、法令遵守の意義や重要性を理解し、不祥事の防止を意識して行動することができます。	教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解するとともに、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができます。	教育公務員として、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができます。	教育公務員として、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識するとともに他の教職員の模範となるよう行動し、その重要性を教職員に助言することができます。	教育公務員として、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識するとともに他の教職員の模範となるよう行動し、その重要性を教職員に助言することができます。	
セルフマネジメント力	H 自己管理能力	⑲倫理観・社会性	倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができます。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができます。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができます。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができます。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができます。	
		⑳郷土愛	高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができます。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができます。	高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができます。	高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができます。	
		㉑ワーク・ライフ・バランス	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができます。	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができます。	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができます。	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康について、教職員に適切な助言を送ることができます。	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康について、教職員に適切な助言を送ることができます。	
		㉒使命感・責任感	教育公務員としての職責を理解して、公正な判断をし、行動することができます。	教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができます。	教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができます。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わることができます。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わることができます。	
	I 自己変革力	㉓自己啓発	常に教育に関する情報に关心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を虚虚に受け止め、自己的成長につなぐことができる。	国内外の社会状況の変化に关心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができます。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができます。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができます。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができます。	

*1 令和4年12月に改訂された生徒指導提要の新たな概念として示されたもの。発達支持的生徒指導では、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程を学校や教職員がいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を通じて、自己理解力、コミュニケーション力、共感性等を含む社会的資質・能力を育成する。

*2 特別支援教育の視点に加え、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題予防的生徒指導や深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う困難課題対応的生徒指導を含む。

高知県教員育成指標「養護教諭」

経験段階(教職経験)			新規採用期(0~1年)	若年前期(2~4年)	若年後期(5~9年)	中堅期(10年~)	発展期(20年~)
領域	能力	項目	教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。				
			教科指導、生徒指導及び学級經營など、職務遂行に必要な基礎的な知識・技能を理解・習得し、管理職や教職員に報告・連絡・相談しながら、業務に取り組むことができる。				
学級・HR経営力	A 集団を高める力	①児童生徒との信頼関係の構築	児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって公平かつ受容的に関わることができる。	児童生徒との関わりの重要性を認識し、積極的かつ共感的にコミュニケーションを図ることができる。	職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員への助言を意識して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な高度な知識・技能を習得・活用するとともに、研究体制及び支援体制等の組織運営や、教職員への適切な指導・助言を行うなど、全校的視野に立った実践的指導力を發揮して、業務に取り組むことができる。	
		②児童生徒間の人間関係の構築	児童生徒の権を尊重し、児童生徒間のコミュニケーションを促進することができる。	児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を發揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生かすことができる。	児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。	
	B 一人一人の能力を高める力	③児童生徒理解	児童生徒理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合い、共感的理解に努めることができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解を示すことができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような取組を計画的に進めることができる。	
		④発達支持的生徒指導※1	全ての児童生徒の発達を支援する視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援する適切な指導方針を立てて対応することができる。	
		⑤特別な配慮を要する児童生徒への対応※2	保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、個や集団に応じた指導に生かすことができる。	校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うことができる。	全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	学習指導と連携しながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える組織的な対応について教職員に指導・助言をすることができる。	
	C 保健管理に関する力	⑥救急処置、健康診断、健康管理、疾病の管理と予防、学校環境衛生	救急処置等を適切に行うとともに、健康観察や健康診断等の意義を理解し、健康課題を把握することができる。	健康観察や健康診断等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に把握するとともに、課題解決を図るために取組を行なうことができる。	校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うとともに、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	校長等の指示を受け、保護者や専門家・関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。	
		D 保健教育の実践に関する力	保健教育における養護教諭の役割を理解し、保健教育の実施や資料提供などを、担当教諭と連携して行なうことができる。	保健教育要領や児童生徒の実態に基づいた保健教育を実践することができる。	日常の救急、学校事故・災害等に備えた予防的措置、健康に関する危機管理等について、組織的な対応が図れるように指導的役割を果たすことができる。	健康観察や健康診断等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に把握するとともに、課題解決を図るために組織的な取組を行なうことができる。	
		E 健康相談に関する力	心身の健康課題への対応、児童生徒支援に当たっての関係者との連携	健康相談の基本的なプロセスを理解し、児童生徒の実態に応じた健康相談を実施することができる。	校内における事例検討会を開催するなど、健康課題の解決に向けてコーディネーター的役割を果たすことができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づき、養護教諭を実践することができる。	特別活動、総合的な学習の時間及び道德等における保健に関する指導計画の策定に参画することができる。
	F 保健室経営に関する力	⑨保健室経営	保健室経営の基本について理解し、児童生徒の実態を踏まえた保健室経営に取り組むことができる。	学校教育目標及び学校保健目標、児童生徒の実態を踏まえた保健室経営計画が立案できる。	保健室経営を適切に行い、評価及び改善に努めることができる。	保健室経営について教職員に周知を図り、連携した保健室経営に努めることができる。	
		G 保健組織活動に関する力	⑩学校保健委員会、児童生徒保健委員会、PTA保健活動	保健組織活動の意義を理解し、担任や保護者・関係機関等と連携した学校保健活動を行うことができる。	教職員の共通理解を図り、校内研修を実施するなど、組織的な学校保健活動に取り組むことができる。	教職員の共通理解を図り、校内研修を実施するなど、組織的な学校保健活動に取り組むことができる。	学校保健委員会等の企画・運営に参画し、内容の工夫・改善を図ることができる。
	H ICT活用指導力	⑪ICTの効果的な活用	ICT活用に関する基礎的・基本的な知識や技術を身につけ、保健教育のねらいを達成するために、ICTを活用して取り組むことができる。	保健教育におけるICT活用の基本的な考え方を理解し、ねらいを達成するために、ICTを活用して効果的に実践して取り組むことができる。	保健教育においてICTの活用を位置付け、効果的に実践することができる。	情報社会の動向を積極的に把握し、ICTを活用した保健教育の実践について、教員に対して指導・助言することができる。	特別活動、総合的な学習の時間及び道德等における保健に関する指導計画の策定に参画することができる。
チームマネジメント力	I 協働性・同僚性の構築力	⑫保護者・地域・校種間・関係機関等との連携・協働	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりの積極的な推進に向けて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取ることができる。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりの積極的な推進に向けて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取ることができる。
		⑬教職員間の連携・協働	「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて、教職員と連携・協働して業務に取り組むことができる。	学年や分掌等における自己の役割を自覚し、課題解決に向けて、チームや対応することを意識して業務に取り組むことができる。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを發揮し、課題を解決することができる。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを發揮し、課題を解決することができる。
	J 組織貢献力	⑭学校組織の理解・運営	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、組織運営に積極的に参加することができる。	組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができます。	組織の特性や教職員の強み・弱みを見取り、それらを生かした機能的な組織運営に向けて、自らの役割を果たすことができます。	組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができます。
		⑮業務遂行・進捗管理	校務分掌等の業務に必要な知識・技能を理解・習得し、ICTを活用して担当する業務を計画的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の工夫改善に努めながら、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回し、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができます。	校務分掌等の業務の効率的・効果的な遂行に向けて、ICTを効果的に活用するなど積極的に工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回すとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができます。	校務分掌等の業務の効率的・効果的な遂行に向けて、ICTを効果的に活用するなど積極的に工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回すとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができます。
		⑯人材育成	学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。	自らの課題を見い出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができる。	教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができます。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができます。
	⑰危機管理・安全管理	学校安全に関する基礎的な知識を身に付け、危機を察知し、迅速かつ適切に対応することができる。	危機管理の重要性や自身の役割を理解し、児童生徒の安全管理のために迅速かつ適切に対応することができる。	安全対策等の手法を身に付け、場面や状況に応じて、迅速かつ適切に対応することができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることでできる。	危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなぐことができる。	危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなぐことができる。
	K 自己管理能力	⑱法令遵守	教育公務員として、法令遵守の意義や重要性を理解し、不祥事の防止を意識して行動することができる。	教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解するとともに、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができる。	教育公務員として、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識するとともに、他の教職員の模範となるよう行動し、その重要性を教職員に助言することができます。	教育公務員として、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識するとともに、他の教職員の模範となるよう行動し、その重要性を教職員に助言することができます。	教育公務員として、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識するとともに、他の教職員の模範となるよう行動し、その重要性を教職員に助言することができます。
	⑲倫理観・社会性	倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもって職務を遂行するとともに、教職員に助言することができます。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもって職務を遂行するとともに、教職員に助言することができます。
	⑳郷土愛	高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。	高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。	高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。
	㉑ワーク・ライフ・バランス	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。
	L 自己変革力	㉒使命感・責任感	教育公務員としての職責を理解して、公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わることでできる。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わることでできる。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わることでできる。
	㉓自己啓発	常に教育に関する情報に关心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を謙虚に受け止め、自己の成長につなぐことができる。	国内外の社会状況の変化に关心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長につなぐことができる。	国内外の社会状況の変化に关心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長につなぐことができる。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができます。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができます。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができます。

*1 令和4年12月に改訂された生徒指導提要の新たな概念として示されたもの。発達支持的生徒指導では、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程を学校や教職員がいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を通じて、自己理解力、コミュニケーション力、共感性等を含む社会的資質・能力を育成する。

*2 特別支援教育の視点に加え、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題予防的生徒指導や深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う困難課題対応的生徒指導を含む。

高知県教員育成指標「栄養教諭」

経験段階(教職経験)			新規採用期(0~1年)	若年前期(2~4年)	若年後期(5~9年)	中堅期(10年~)	発展期(20年~)
領域	能力	項目	求められる資質・能力				
			教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。				
学級・HR経営力	A 集団を高める力	①児童生徒との信頼関係の構築	教科指導、生徒指導、学級経営及び校務分掌など、職務遂行に必要な基礎的な知識・技能を理解・習得し、管理職や教職員に報告・連絡・相談しながら、業務に取り組むことができる。	児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって公平かつ共感的につながることができる。	職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員への助言を意識して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、研究体制及び支援体制等の組織運営や、教職員への適切な指導・助言を行うなど、全般的な視野に立った実践的指導力を發揮して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な高度な知識・技能を習得・活用するとともに、研究体制及び支援体制等の組織運営や、教職員への適切な指導・助言を行うなど、全般的な視野に立った実践的指導力を發揮して、業務に取り組むことができる。
		②児童生徒間の人間関係の構築	児童生徒の人権を尊重し、児童生徒間のコミュニケーションを促進することができる。	児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を發揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生かすことができる。	児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。	児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。
	B 一人一人の能力を高める力	③児童生徒理解	児童生徒理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合い、共感的理解に努めることができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解を示すことができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて教職員相互の共通理解を図るなど、複眼的な広い視野から児童生徒を捉え、組織的に対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて教職員相互の共通理解を図るなど、複眼的な広い視野から児童生徒を捉え、組織的に対応することができる。
		④発達支持的生徒指導 ^{※1}	全ての児童生徒の発達を支援する視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応することができる。
		⑤特別な配慮を要する児童生徒への対応 ^{※2}	保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、個々や集団に応じた指導に生かすことができる。	校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個々や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うことができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応することができる。
		⑥給食の時間における食に関する指導・教科等における食に関する指導	学校給食を生きさせた教材として活用する意義や方法、授業づくりの基本を理解し、指導に生かすことができる。	学校給食を生きさせた教材として活用する意義や方法、授業づくりの基本を理解し、指導に生かすことができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた指導の必要性を理解し、食育の視点を位置付けた指導ができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える働きかけについて教職員に指導・助言をすることができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える働きかけについて教職員に指導・助言をすることができる。
		⑦個別的な相談指導	栄養教諭が行う相談指導について理解するとともに、児童生徒の食に関する健康課題に応じた相談指導をすることができる。	病態やスポーツ栄養に関する基礎的知識を習得するとともに、児童生徒の食に関する健康課題に応じた相談指導をすることができる。	病態やスポーツ栄養に関する基礎的知識を活用し、家庭や地域の背景、児童生徒の食に関する知識・理解度等を考慮した指導を行うことができる。	病態やスポーツ栄養に関する専門性を高め、効果的な個別指導を工夫、改善することができる。	病態やスポーツ栄養に関する専門性を高め、効果的な個別指導を工夫、改善することができる。
専門領域に関する力	C 食に関する指導力	⑧栄養管理	成長期の栄養管理の方法や学校給食摂取基準等について理解し、献立作成に生かすことができる。	児童生徒の食生活状況の把握、学校給食摂取基準に基づいて作成した献立を評価し、改善することができる。	学校給食摂取基準に基づいた栄養管理のもと、教科等の学習内容と関連付けた献立作成を行なうことができる。	地域の実態に応じた、児童生徒の健康状態の改善につながる栄養管理を行なうことができる。	地域の実態に応じた、児童生徒の健康状態の改善につながる栄養管理を行なうことができる。
		⑨衛生管理	学校給食の衛生管理の基礎・基本を理解し、具体的な対応方法を考えることができる。	学校給食衛生管理基準に基づいた調理従事者への衛生管理指導、施設設備の改善を適切に行なうことができる。	学校給食衛生管理基準に基づいた調理従事者への衛生管理指導、施設設備の改善を適切に行なうことができる。	学校給食衛生管理基準に基づいた改善策を提案するとともに、教職員への適切な指導・助言をすることができる。	学校給食衛生管理基準に基づいた改善策を提案するとともに、教職員への適切な指導・助言をすることができる。
	D 連携・調整力	⑩食に関する指導、学校給食の管理	全体計画や年間指導計画、年間献立計画について理解し、計画作成に主体的に関わることができる。	指導計画を踏まえ、学級担任等と連携を図り、指導や資料提供することができるとともに、計画の作成、改善に専門的な立場で参画することができる。	指導計画を踏まえ、組織の特性や運営体制を理解し、組織運営に積極的に参加することができる。	教職員・家庭・地域・関係機関等と連携し、校内外における食育や学校給食の推進体制を活性化することができる。	教職員・家庭・地域・関係機関等と連携し、校内外における食育や学校給食の推進の中核的な役割を果たすことができる。
		⑪専門性の追究	学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から基礎的な知識・技能を学ぶことができる。	ICT活用に関する基礎的・基本的な知識や技術を身につけ、ICTを活用して効果的な食育を実践することができる。	今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性を追究することができる。	学校給食や教育の動向を把握し、求められる専門性を追求し、自校の課題改善に向けた具体的な提案をすることができる。	学校給食や教育の動向を把握し、求められる専門性を追求し、自校の課題改善に向けた具体的な提案をすることができる。
	E 専門性探究力	⑫ICTの効果的な活用	ICT活用に関する基礎的・基本的な知識や技術を身につけ、ICTを活用して食育に取り組むことができる。	ICT活用の基本的な考え方を理解し、指導のねらいを達成するために、ICTを活用して効果的な食育を実践することができる。	給食時間や各教科等の指導において、年間指導計画や単元全体を見通した授業デザインにICTの活用を位置付け、効果的な食育を実践することができる。	情報社会の動向を積極的に把握し、ICTを活用した工夫ある給食指導や授業実践について、教員に対して指導・助言することができる。	情報社会の動向を積極的に把握し、ICTを活用した工夫ある給食指導や授業実践について、教員に対して指導・助言することができる。
		⑬保護者・地域・校種間・関係機関等との連携・協働	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。	組織の特性や運営体制を理解し、組織運営に積極的に参加することができる。	「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。
チームマネジメント力	H 協働性・同僚性の構築力	⑭教職員間の連携・協働	「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管轄職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて、教職員と連携・協働して業務に取り組むことができる。	組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができます。	学年や分掌等における自己の役割を自覚し、課題解決に向けて、チームで対応することを意識して業務に取り組むことができる。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを發揮し、課題を解決することができます。
		⑮学校組織の理解・運営	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、組織運営に積極的に参加することができる。	組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができます。	校務分掌等の業務の工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回し、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の効率的・効果的な遂行に向けて、ICTを活用するなど積極的に工夫改善を図ることができます。
	I 組織貢献力	⑯業務遂行・進捗管理	校務分掌等の業務に必要な知識・技能を理解・習得し、ICTを活用して担当する業務を計画的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の工夫改善に努めながら、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。	教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることができる。
		⑰人材育成	学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。	自らの課題を見い出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができる。	教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることができる。
		⑱危機管理・安全管理	学校安全に関する基礎的な知識を身に付け、危機を察知し、迅速かつ適切に対応することができる。	危機管理の重要性や自身の役割を理解し、児童生徒の安全管理のために迅速かつ適切に対応することができる。	教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることができる。
		⑲法令遵守	教育公務員として、法令遵守の意義や重要性を理解し、不祥事の防止を意識して行動することができる。	教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解するとともに、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができる。	教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解するとともに、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができる。	教育公務員として、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識するとともに他の教職員の模範となるよう行動し、その重要性を教職員に助言をすることができる。	教育公務員として、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識するとともに他の教職員の模範となるよう行動し、その重要性を教職員に助言をすることができる。
		⑳倫理観・社会性	倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。
セルフマネジメント力	J 自己管理能力	㉑郷土愛	高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	健康的な生活習慣のもと、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。
		㉒ワーク・ライフ・バランス	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	教育公務員としての自覚をもって、教育の視点に立った公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての自覚をもって、教育の視点に立った公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わることができる。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わることができる。
	K 自己変革力	㉓使命感・責任感	教育公務員としての職責を理解して、公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての自覚をもって、教育の視点に立った公正な判断をし、行動することができる。	国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長につなげることができる。	国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長につなげることができる。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができます。
		㉔自己啓発	常に教育に関する情報を関心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を謙虚に受け止め、自己の成長につなげることができる。	国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長につなげることができる。	国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長につなげることができます。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができます。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができます。

※1 令和4年12月に改訂された生徒指導提要の新たな概念として示されたもの。発達支持的生徒指導では、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒に児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程を学校や教職員がいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を通じて、自己理解力、コミュニケーション力、共感性等を含む社会的資質・能力を育成する。

※2 特別支援教育の視点に加え、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題予防的生徒指導や深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う困難課題対応的生徒指導を含む。

**高知県教員育成指標 管理職等
「校長」「副校長・教頭」「主幹教諭」「指導教諭」**

別紙

	校長	副校長・教頭	主幹教諭	指導教諭
求められる資質・能力	トップリーダーとしての人間的魅力、教育に関するビジョン、強い使命感、時代をみる先見性、データに基づく課題発見能力、変革に挑む積極性、危機管理のできる判断力や行動力、経験に裏打ちされた見識等、管理職としての資質・指導力を發揮し、内外環境を活用して学校の教育力を最大化することができる。	人間的魅力をもったリーダー性、教育に関するビジョン、強い使命感、時代をみる先見性、データに基づく課題発見能力、変革に挑む積極性、危機管理のできる判断力や行動力、経験に裏打ちされた見識等、管理職としての資質・指導力を発揮することができる。	命を受けた校務について、責任をもって取りまとめるとともに、教頭の代理や補佐を行い、調整能力を発揮して組織運営を活性化させることができる。	高い専門性と優れた指導力を身に付け、授業力の向上に向けて、研修・研究等の取組を全校的に推進することができる。
A 資質	① 教育に関する確固とした理念や価値観をもっている。	① 教育に関する確固とした理念や価値観をもっている。	① 教育に関する理念や価値観を醸成する態度がある。	① 教育に関する理念や価値観を醸成する態度がある。
	② 学校経営責任者としての自覚と教育に対する使命感をもって、責任を果たすことができる。	② 校長を補佐し、学校経営をする者としての自覚と使命感をもって責任を果たすことができる。	② 命を受けた校務を自覚し、遂行する使命感をもって責任を果たすことができる。	② 教諭等のリーダーとしての自覚と使命感をもっている。
	③ 教育の動向や新しい教育に対する考え方を吸収し、学校経営に活用することができる。	③ 教育の動向や新しい教育に対する考え方を吸収し、学校運営に活用することができる。	③ 教育に関する新しい動向を吸収することができる。	③ 教育に関する新しい動向を吸収し、教科や授業の専門性の向上に積極的に努めることができる。
	④ 児童生徒・保護者・教職員に対して、公平・公正な立場で、誠実に対応することができる。	④ 児童生徒・保護者・教職員に対して、公平・公正な立場で、誠実に対応することができる。	④ 児童生徒・保護者・教職員に対して、誠実に対応することができる。	④ 児童生徒・保護者・教職員に対して、誠実に対応することができる。
	⑤ 教職員・保護者・地域の人々から信頼を得ることができる。	⑤ 教職員・保護者・地域の人々から信頼を得ることができる。	⑤ 命を受けた校務を推進し、教職員から信頼を得ることができる。	⑤ 授業や学級経営等において教職員の模範となり、信頼を得ることができる。
B 組織マネジメント	⑥ 内外環境等のデータや情報の分析をもとに、明確な学校経営ビジョンを策定し、その実現に向けた経営戦略の構築及び組織づくりをすることができる。	⑥ 学校経営ビジョンの実現に向けて、組織をチームとして機能させることができる。	⑥ 学校経営ビジョンを踏まえ、教職員の意向や状況を管理職と共有し、調整を図りながら取組を進めることができる。	⑥ 学校経営ビジョンを踏まえ、教職員の意向や状況を管理職と共有し、取組を進めることができる。
	⑦ 学校評価を行うとともに、PDCAの考え方に基づき、教育活動の改善に結びつけることができる。	⑦ 学校評価を行うとともに、PDCAの考え方に基づき、自校での取組の進捗管理をすることができる。	⑦ PDCAの考え方に基づき職務に取り組むことができるよう、教職員に対して指導・助言をすることができる。	⑦ PDCAの考え方に基づき職務に取り組むことができるよう、教職員に対して指導・助言をすることができる。
	⑧ 学校における働き方改革の推進の視点から、学校組織マネジメントの向上と教職員の意識改革を図るとともに、学校のデジタル化や業務の効率化・削減の取組目標を設定し、具体的な方策を示すことができる。	⑧ 学校における働き方改革の推進の視点から、教職員の意識改革を図り、学校のデジタル化や業務の効率化・削減についての取組を推進することができる。	⑧ 学校のデジタル化や業務の効率化・削減の取組について、校内体制の改善・充実を図り、業務改善を実践するとともに、教職員に対して指導・助言することができる。	⑧ 学校のデジタル化や業務の効率化・削減の取組について、校内体制の改善・充実を図り、業務改善を推進することができる。
C ネカリキュラム・マネジメント	⑨ 発達や学びの連続性、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図ることができる。	⑨ 発達や学びの連続性、教科等横断的な視点で、教育活動を推進できるよう教職員間の調整を行うことができる。	⑨ 発達や学びの連続性、教科等横断的な視点で、自校の教育活動をとらえることができる。	⑨ 発達や学びの連続性、教科等横断的な視点で、自校の教育活動をとらえることができる。
	⑩ 児童生徒の姿や地域の現状等に基づき、教育課程のPDCAサイクルを確立し、機能させることができる。	⑩ 教育内容の質の向上に向けて、児童生徒の姿や地域の現状等を関連の調査や各種データ等に基づき把握することができる。	⑩ 児童生徒の姿や地域の現状等を把握するために、関連の調査や各種データを収集することができる。	⑩ 教科等における高い専門性と優れた指導力に基づき、教職員に対して指導・助言をすることができる。
	⑪ 学校経営ビジョンに基づく教育内容と教育活動を示し、その実現のために必要なICT環境や地域等の外部資源を活用する体制を整えることができる。	⑪ 自校のICT環境等、学校内外の資源を効果的に活用し、学校経営ビジョンに即した校内研修(研究)を主幹教諭等とともに推進することができる。	⑪ 自校のICT環境等、学校内外の資源を効果的に活用し、授業研究等の運営に、指導・助言をすることができる。	⑪ 自校のICT環境等、学校内外の資源を効果的に活用し、授業研究等をコーディネートするとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。
D リスクマネジメント	⑫ 児童生徒・教職員の健康・安全管理を適切に行うことができる。	⑫ 児童生徒・教職員の健康・安全管理を適切に行うことができる。	⑫ 児童生徒の健康・安全管理を適切に行うことができる。	⑫ 児童生徒の健康・安全管理を適切に行うことができる。
	⑬ 突発的な事態や災害時に迅速かつ的確な判断や指示をすることができる。	⑬ 突発的な事態や災害時に校長を補佐し、的確な判断や指示をすることができる。	⑬ 突発的な事態や災害時に校長等の指示を受け、教職員をまとめることができる。	⑬ 突発的な事態や災害時に、教職員がまとまるように日頃から声かけをしたり、相談相手となったりすることができる。
	⑭ 学校で生じるであろう種々の危機事象を想定し、それに備える組織づくりをることができる。	⑭ 学校で生じるであろう種々の危機事象を想定し、それに備える組織づくりを補佐することができる。	⑭ 学校で生じるであろう種々の危機事象を想定し、それらに対応できるよう情報収集を行うことができる。	
	⑮ 児童生徒の個別の課題に対して校長を補佐し、支援を推進することができる。	⑮ 児童生徒の個別の課題に対して校長等を補佐し、支援を推進することができる。	⑮ 児童生徒の個別の課題に対して校長等を補佐し、支援を推進することができる。	⑮ 児童生徒の個別の課題に応じた支援等を率先して行うことができる。
	⑯ 校内外の連絡、情報共有体制を整えることができる。	⑯ 校内外の連絡、情報共有体制を活用することができる。	⑯ 校長等を補佐し、校内外の連絡、情報共有を図ることができる。	
E 地域等マネジメント	⑯ 地域等にある人的資源や物的資源等の確保と活用により、地域と協働した教育活動を組織化することができる。	⑯ 地域等にある人的資源や物的資源等を活用するためのネットワークをつくることができる。	⑯ 地域等にある人的資源や物的資源等を把握して学校教育の活動とつなぐことができる。	⑯ 保護者や地域の人々に、学校の教育活動を知つてもらうために積極的に働きかけることができる。
	⑰ 地域の人々や関係機関等に積極的に情報発信し、学校の現状や課題、学校経営ビジョンについて共通理解を図ることができる。	⑰ 地域の人々や関係機関等に積極的に情報発信し、学校の現状や課題を説明することができる。		
	⑱ 校種間・学校間連携の体制を整えることができる。	⑱ 校種間・学校間連携を図るために連絡調整を行い、運営することができる。	⑱ 校種間・学校間連携についての計画を立案することができる。	
F 人材育成	⑲ 教職員の育成を図るために校内指導体制を整えることができる。	⑲ 教職員の育成を図るために校内指導体制を運営することができる。	⑲ 教職員の育成を図るために校長等を補佐し、校内指導体制を運営することができる。	⑲ 教育活動の改善に向けた校内研修(研究)について、研究主任等と協力して推進することができる。
	⑳ 学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員を適切に指導することができる。	⑳ 学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員に対する適切な指導・助言をすることができる。	⑳ 学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員に対する適切な指導・助言をすることができる。	⑳ 授業や学級経営に関して、教職員の相談に積極的にのつたり指導・助言したりすることができる。
	㉑ 教職員の評価を適切に実施し、フィードバックすることができる。	㉑ 教職員の評価を的確に実施することができる。	㉑ 教職員同士が学び合う仕組みづくりを行うとともに、指導・助言をすることができる。	㉑ 教科や授業等について、専門的な指導・助言をすることができる。
	㉒ 教員育成指標等を活用し、教職員のよさと課題を把握し、それぞれの教職員に応じた育成・指導や対話に基づく研修等の受講奨励を行なうことができる。	㉒ 教員育成指標等を踏まえ、教職員に対して必要な情報を伝達・説明することができる。	㉒ 教職員の服務監督を適切に行なうことができる。	
	㉓ 教職員の服務監督を適切に行なうことができる。	㉓ 教職員の服務監督を適切に行なうことができる。	㉓ 校長の掲げるワーク・ライフ・バランスの取組に基づき、業務改善に積極的に取り組むことができる。	㉓ 校長の掲げるワーク・ライフ・バランスの取組に基づき、業務改善に積極的に取り組むことができる。
G 監督	㉔ 教育の質の向上と教職員の健康増進に向け、ワーク・ライフ・バランスの取組を掲げ、業務改善に積極的に取り組むことができる。	㉔ 教育の質の向上と教職員の健康増進に向け、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、業務改善に積極的に取り組むことができる。	㉔ 校長等を補佐し、法令等に基づいた適正な学校運営や、不祥事の防止に向けた取組ができるよう、学校の教育活動を調整することができる。	
	㉕ 法令等に基づいた適正な学校経営を行なうとともに、不祥事防止委員会※を効果的に機能させ、不祥事の防止に向けた実効性のある取組を推進することができる。	㉕ 校長を補佐し、法令等に基づいた適正な学校運営を行なうとともに、不祥事の防止に向けた実効性のある取組を推進することができる。	㉕ 目標に向けた取組の進め方について、教職員に指導・助言をすることができる。	
H コンテンプスライ	㉖ 県や市町村の教育行政方針を理解し、目標に向けて実践することができる。	㉖ 県や市町村の教育行政方針を理解し、目標に向けた取組の進捗管理をすることができる。	㉖ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を教職員に説明し、教職員に説明することができる。	㉖ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。
	㉗ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を教職員に説明し、学校経営に生かすことができる。	㉗ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。		
	㉘ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。	㉘ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。		

* 県令第6年度より、校長を長とし、全ての県立学校及び市町村(学校組合)立学校において設置。
校内研修を実施するほか、各校における校内研修の内容や不祥事防止月間における取組内容を協議するなど、不祥事防止に係る取組を強化。

参考資料 1

改訂の概要

1 高知県教員育成指標の策定について

この高知県教員育成指標（以下「指標」という。）は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号。以下「教特法」という。）第 22 条の 3 第 1 項の規定に基づいて策定されているものです。

また、令和 4 年 5 月に公布された教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 40 号）により、教特法において、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定が整備されました。この「資質の向上に関する指導及び助言」にあたり、公立の小学校等の校長及び教員の指導助言者は、指標等を踏まえて実施することとされています。

＜本県における指標の策定目的＞

- 養成・採用・研修と一貫した教員の資質の向上を図るため、大学及び教育委員会等の関係機関・団体がそれぞれの役割について共通理解を図る。
- 高知県の教員となることを目指している学生や高知県の現職教員が自らの資質を向上させていくうえでの目安とする。
- 指導助言者が校長及び教員に対して研修等の機会に関する情報を提供し、資質の向上に関する指導及び助言を行うにあたり、内容を踏まえる。
- 教育委員会等の関係機関・団体が現職教員に対して実施する研修について、全体として一貫したもの、整合的なものとするため、基軸となるべきものを打ち立てる。

なお、令和 6 年度から令和 9 年度まで運用される、高知県の第 3 期教育等の振興に関する施策の大綱及び第 4 期高知県教育振興基本計画（以下「第 3 期大綱等」という。）が令和 6 年 3 月に策定されました。第 3 期大綱等においては、「「高知家」の教育・学びの充実に向けた各種施策を総合的・計画的に推進するために必要な基礎的・基盤的な環境・体制等の整備」という基本方針のもとに位置づけられた政策の一つとして、「教育公務員としての自覚と遵法意識の徹底及び教職員としての資質・能力の向上」が掲げられています。そして、当該政策のもとに、「教員育成指標等を踏まえた各段階における教職員の教科指導・生徒指導・学校運営等の対応力向上に向けた体系的な研修の実施」という施策を示しています。

第 3 期大綱等も踏まえ、教育委員会、学校、そして教職員一人一人が、指標を活用しながら、教員の資質の向上を図ることが必要となります。

2 今回の改訂(案)について

改訂の主な背景

- ア. 育成すべき資質・能力については、幼児教育から高等学校までを通じた見通しを持って、各学校段階の教育課程全体及び各教科等においてどのように伸ばしていくのか系統的に示す必要があり、学校段階ごとの特徴を踏まえつつ、前の学校段階での教育が次の段階で生かされるよう、学びの連続性が確保されることが重要。
- イ. 近年、県内の教職員の不祥事が相次ぐという危機的状況であることから、不祥事根絶に向け、教員一人一人が「自分ごと」として、自らの取組等を振り返り、不祥事の防止に向けて真剣に考え、実践していくとともに、組織・環境面の対応として、各学校における不祥事防止対策のための体制構築が必要。
- ウ. 改正法による改正後の教特法第22条の6第1項において、「校長及び教員の指導助言者は、校長及び教員に対し、資質の向上に関する指導助言等を行う」と規定されているが、特に教員に対する「指導助言等」は、実際上は、指導助言者たる教育委員会の指揮監督のもと、所属職員の日常の服務監督を行う校長が行うことが想定されているところ（「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン（令和4年8月31日策定、文部科学省）」等参照）。
- この校長が行う、教員の今後能力を伸長させる必要がある分野などの研修受講についての情報提供や指導助言等を行う役割を改めて明確にすることが必要。

主な改訂（教員等に求められる資質・能力として追加したもの）のポイント

（※ア～ウは、上記の改訂の主な背景において対応するものを記載）

【1】教諭

- (1) 「学習指導力」の変更点
- ・ C 「授業実践・改善力」 ⑥ 「授業構想」
：「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を策定するに当たり、発達や学びの連続性の視点を踏まえることを追加(ア)
- (2) 「チームマネジメント力」の変更点
- ・ F 「協働性・同僚性の構築力」 ⑫ 「保護者・地域・校種間・関係機関等との連携・協働」
：児童生徒に関わる全ての関係者が連携・協働していくことをより明確にするため、学校同士の連携「校種間」を追加(ア)
- (3) 「セルフマネジメント力」の変更点

- ・H 「自己管理能力」⑯「法令遵守」

:教職員一人一人の意識のさらなる醸成を図る必要があることから、不祥事の防止に関する文言を追加(イ)

※(2)(3)の改正は、養護教諭・栄養教諭の指標にも反映

【2】管理職等

(1) 「マネジメント」の変更点

- ・C 「カリキュラム・マネジメント」⑨

:教育課程の編成や教育活動の推進において、発達や学びの連続性の視点を踏まえることを追加(ア)

- ・F 「人材育成」⑫

:教特法第22条の6の規定に基づき、管理職等「校長」の指標について、教職員に対し「対話に基づく研修等の受講奨励を行う」ことを追加(ウ)

(2) 「ガバナンス」の変更点

- ・H 「コンプライアンス」⑮

:管理職等の校長、副校長・教頭については、組織として所属教職員に不祥事を起こさせないようマネジメントを図ることが必要であり、教員とは必要な資質が異なるため、不祥事の防止に向けた実効性のある取組を推進する旨を明記。特に校長については、「不祥事防止委員会※を機能させる」ことを追加(イ)

※令和6年度より、校長を長とし、全ての県立学校及び市町村（学校組合）立学校において設置。校内研修を実施するほか、各校における校内研修の内容や不祥事防止月間における取組内容を協議するなど、不祥事防止に係る取組を強化。

(目的)

第1条 高知県内の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の校長及び教員の資質の向上に関して協議を行うため、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第22条の7第1項の規定に基づき、高知県教員育成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法第22条の3第1項に規定する校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）の策定及び変更に関すること。
- (2) その他指標に基づく校長及び教員の資質の向上に関する必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 協議会は、別表の機関・団体名の欄に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、構成員のそれぞれ別表の委員の欄に掲げる委員をもって組織する。

- 2 協議会に会長を置き、会長は高知県教育長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 4 協議会の会議は、会長が招集する。
- 5 構成員は、協議会の会議に委員以外の者を代理の委員として出席させることができる。
- 6 協議会の会議は、委員及び代理の委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 7 協議会の会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 9 協議会の会議は、公開する。ただし、会議の公正が害されるおそれがあるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、高知県教育委員会事務局教育政策課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条及び第4条関係）

機関・団体名	委員
高知県教育委員会	教育長
高知市教育委員会	教育長
高知県市町村教育委員会連合会	会長
高知大学	教育学部長
鳴門教育大学	学長
高知県小中学校長会	会長
高知県高等学校校長協会	会長
土佐教育研究会	会長
高知県高等学校教育研究会	会長

高知県教員育成指標

令和 6 年 3 月
高知県教育委員会

<目 次>

1 高知県教員育成指標の策定について	1
2 指標の活用について	1
3 指標の検証及び見直しについて	1
高知県教員育成指標「教諭」	4
高知県教員育成指標「養護教諭」	6
高知県教員育成指標「栄養教諭」	8
高知県教員育成指標 管理職等「校長」「副校長・教頭」「主幹教諭」「指導教諭」	10
高知県教員育成指標の活用	12
教諭 新規採用期「自己達成規準」の具体例	13
教諭 中堅期「自己達成規準」の具体例	15
養護教諭「自己達成規準」の具体例	17
栄養教諭「自己達成規準」の具体例	18

1 高知県教員育成指標の策定について

この高知県教員育成指標（以下「指標」という。）は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第22条の3第1項の規定に基づいて策定されているものです。

また、令和4年5月に公布された教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）により、教特法において、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定が整備されました。この「資質の向上に関する指導及び助言」にあたり、公立の小学校等の校長及び教員の指導助言者は、指標等を踏まえて実施することとされています。

＜本県における指標の策定目的＞

- 養成・採用・研修と一貫した教員の資質の向上を図るため、大学及び教育委員会等の関係機関・団体がそれぞれの役割について共通理解を図る。
- 高知県の教員となることを目指している学生や高知県の現職教員が自らの資質を向上させていくうえでの目安とする。
- 指導助言者が校長及び教員に対して研修等の機会に関する情報を提供し、資質の向上に関する指導及び助言を行うにあたり、内容を踏まえる。
- 教育委員会等の関係機関・団体が現職教員に対して実施する研修について、全体として一貫したもの、整合的なものとするため、基軸となるべきものを打ち立てる。

なお、令和6年度から令和9年度まで運用される、第3期教育等の振興に関する施策の大綱及び第4期高知県教育振興基本計画（以下「第3期大綱等」という。）が令和6年3月に策定されました。第3期大綱等においては、「「高知家」の教育・学びの充実に向けた各種施策を総合的・計画的に推進するために必要な基礎的・基盤的な環境・体制等の整備」という基本方針のもとに位置づけられた政策の一つとして、「教育公務員としての自覚と遵法意識の徹底及び教職員としての資質・能力の向上」が掲げられたところです。そして、当該政策のもとに、「教員育成指標等を踏まえた各段階における教職員の教科指導・生徒指導・学校運営等の対応力向上に向けた体系的な研修の実施」という施策を示しています。

第3期大綱等も踏まえ、教育委員会、学校、そして教職員一人ひとりが、指標を活用しながら、教員の資質の向上を図ることが必要となります。

2 指標の活用について

指標は「主体的に学び合い、学び続ける教員」となるために、自己の資質・能力の到達目標の目安として活用するとともに、1. の「＜本県における指標の策定目的＞」に掲げたような高知県教育委員会等が行う研修のみならず、学校におけるOJTなどの様々な資質向上の機会にも広く活用されています。

3 指標の検証及び見直しについて

この指標は、指標に基づく研修の実施状況やその他指標に関する施策の実施状況に応じて定期的に検証を行い、必要な都度見直しを行います。

(参考) 令和 5 年度に指標が改訂となった際の背景と改訂の主な内容

改訂の主な背景

ア. 文部科学省が定める「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」が令和 4 年 8 月に改正された。

イ. 中央教育審議会の答申（＊）において、「令和の日本型学校教育」を担う教師の姿として、「i 環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている、ii 子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている、iii 子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている」等のあるべき姿が示された。

（＊）『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現（令和 3 年 1 月中央教育審議会答申）

ウ. 教員育成協議会から指標の改訂にあたってご意見を頂戴したり、「生徒指導提要」の改訂等の教員等の資質に関わる情勢の変化等が生じた。

主な改訂（教員等に求められる資質・能力として追加したもの）のポイント

（＊）ア～ウは、上記の改訂の主な背景において主として対応するものを記載

【1】教諭

（1）「学級・HR 経営力」の変更点

- ・ A 「集団を高める力」②「児童生徒間の人間関係の構築」
：児童生徒の自発的・自立的な活動を重視し、互いの良さや可能性を發揮できる集団づくりに取り組むことを追加（イ・ウ）
- ・ B 「一人一人の力を高める力」③「児童生徒理解」
：児童生徒に寄り添い、共感的理解を示して対応することを追加（イ・ウ）
- ・ B 「一人一人の力を高める力」④「発達支持的生徒指導」
：新しい「生徒指導提要」で示された「発達支持的生徒指導」（特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程を学校・教員が「生徒指導」で支えるという考え方）の観点を追加（ウ）
※特定の課題を踏まえた生徒指導については、既存の B⑤に含むこととする。

（2）「学習指導力」の変更点

- ・ C 「授業実践・改善力」⑥「授業構想」
：児童生徒が育成すべき資質・能力を指導計画の策定の段階で意識させることが必要であることを明確化したうえで、これまで「授業の実践」のみで明記していた「主体的・対話的で深い学び」という視点を指導計画の策定の段階でも留意させるような形で追加（ア・ウ）
- ・ C 「授業実践・改善力」⑦「指導技術の工夫」
：「個別最適で協働的な学び」を指導技術の工夫等に努めるにあたっての視点として明記（ア・ウ）
- ・ E 「I C T 活用指導力」⑪「I C T や教育データの効果的な活用」
：児童生徒の学習の改善を図るために教育データを適切に活用することや情報モラルに留意することを追加（ア）

（3）「チームマネジメント力」の変更点

- ・ F 「協働性・同僚性の構築力」⑫「保護者・地域・関係機関等との連携・協働」
⑬「教職員間の連携・協働」
：「チーム学校」としての連携・協働をさらに深めるため、保護者や地域住民等と円滑なコミュニケーションを図り、良好な人間関係の構築をすることや、教職員間と

- で協力や関わり、連携・協働を通じて課題解決を図ることを追加(ア)
- ・ G 「組織貢献力」⑭「学校組織の理解・運営」
：学校の組織運営において特に中堅期以降は自らの役割を果たすことを追加(ア)
 - ・ G 「組織貢献力」⑮「業務遂行・進捗管理」
：校務にICTを活用して業務を遂行することを追加(ア)

(4) 「セルフマネジメント力」の変更点

- ・ H 「自己管理能力」⑯「法令遵守」
：教育公務員としての立場を意識し行動すること、法令遵守を「常に」意識することを追加(ウ)
- ・ I 「自己変革力」⑰「自己啓発力」
：新規採用期は「教育に関する情報」に关心を持つこと、若年前期以降は教育だけではなく「国内外の社会状況の変化に关心を持つ(変化に合わせる)」ことを追加(ア・イ)

※その他、表現上の修正等を実施

※(1)(3)(4)の改正は、養護教諭・栄養教諭の指標にも反映

【2】管理職等

(1) 「求められる資質・能力」の変更点

- ：校長、副校長・教頭に求められる資質・能力として従前より記載されている課題発見能力等について「データに基づく」必要があることを追記。また、校長において、内外環境を活用して学校の教育力を最大化することが必要であることを追記(ア)

(2) 「マネジメント」の変更点

- ・ B 「組織マネジメント」⑥
：従前別の指標となっていた学校経営ビジョンの策定と実現に向けた取組を図る資質・能力を持つことを一体の指標に整理。そのうえで、校長が策定した学校経営ビジョンに基づき、組織化されたチームを副校長・教頭、主幹教諭、指導教諭がそれぞれの役割を果たしながら取組を進める形に修正(ウ)
- ・ E 「地域等マネジメント」⑯⑰
：校長は、地域と協働した教育活動を組織化すること、また、地域・関係機関に学校の情報を発信し、学校の現状・課題や学校経営ビジョンの共通理解を図ることを追加(ア)
- ・ F 「人材育成」⑲
：校長は、教員育成指標等を踏まえ、それぞれの教職員に応じた育成・指導を行うことを追加(ア)

※その他、表現上の修正等を実施

高知県教員育成指標「教諭」

経験段階(教職経験)			新規採用期(0~1年)	若年前期(2~4年)
領域	能力	項目	求められる資質・能力	
			教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。	
学級・HR経営力	A 集団を高める力	① 児童生徒との信頼関係の構築	教科指導、生徒指導及び学級経営など、職務遂行に必要な基礎的な知識・技能を理解・習得し、管理職や教職員に報告・連絡・相談しながら、業務に取り組むことができる。	教科指導、生徒指導、学級経営及び校務分掌など、職務遂行に必要な実践的な知識・技能を習得・活用し、より適切な指導力を発揮するとともに、積極的・協働的に業務に取り組むことができる。
		② 児童生徒間の人間関係の構築	児童生徒の権を尊重し、児童生徒間のコミュニケーションを促進することができる。	児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を発揮できるような集団づくりに取り組むことができる。
	B 一人一人の能力を高める力	③ 児童生徒理解	児童生徒理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合い、共感的理解に努めることができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解を示すことができる。
		④ 発達支持的生徒指導※1	全ての児童生徒の発達を支援する視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。
		⑤ 特別な配慮を要する児童生徒への対応※2	保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、個や集団に応じた指導に生かすことができる。	校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うことができる。
	C 授業実践・改善力	⑥ 授業構想	学習指導要領を理解し、単元(題材)や1単位時間において育成すべき資質・能力(ねらい)を明確にし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てることができます。	育成すべき資質・能力や児童生徒の実態、他教科との関連を踏まえ、学習の系統性を明確にし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てることができます。
		⑦ 指導技術の工夫	発問や板書等の基本的な指導技術を身に付け、個別最適な学びと協働的な学びを充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業の実践に努めることができます。	児童生徒の理解度や反応を把握しながら、個別最適な学びと協働的な学びを充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を実践することができます。
		⑧ 学習評価と改善	学習評価の意義や方法について理解し、児童生徒の学習状況を把握しながら授業を進めることができます。	学習評価を生かした学習指導について理解し、指導方法の工夫・改善に取り組むことができます。
	D 専門性探究力	⑨ 専門性の追究	学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から基礎的な知識・技能を学ぶことができます。	学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から積極的に学ぶことができます。
		⑩ 校内研究の推進	自校の研究テーマを理解し、テーマに基づいた実践・研究に取り組むことができます。	自校の研究テーマに基づき、実践・研究に意欲的に取り組むことができます。
	E ICT活用指導力	⑪ ICTや教育データの効果的な活用	ICT活用や情報モラルに関する基礎的・基本的な知識や技術を身に付け、授業のねらいを達成するために、ICTや教育データを活用して授業に取り組むことができます。	各教科等の指導におけるICT活用や情報モラルの基本的な考え方を理解し、授業のねらいを達成するために、ICTや教育データを活用して授業を効果的に実践することができます。
チームマネジメント力	F 協働性・同僚性の構築力	⑫ 保護者・地域・関係機関等との連携・協働	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができます。	「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができます。
		⑬ 教職員間の連携・協働	「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができます。	組織の一員としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて、教職員と連携・協働して業務に取り組むことができます。
	G 組織貢献力	⑭ 学校組織の理解・運営	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができます。	組織の一員としての自己の役割を理解し、組織運営に積極的に参加することができます。
		⑮ 業務遂行・進捗管理	校務分掌等の業務に必要な知識・技能を理解・習得し、ICTを活用して担当する業務を計画的に遂行することができます。	校務分掌等の業務の工夫改善に努めながら、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができます。
		⑯ 人材育成	学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができます。	自らの課題を見い出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができます。
		⑰ 危機管理・安全管理	学校安全に関する基礎的な知識を身につけ、危機を察知し、迅速かつ適切に対応することができます。	危機管理の重要性や自身の役割を理解し、児童生徒の安全管理のために迅速かつ適切に対応することができます。
	H 自己管理能力	⑱ 法令遵守	教育公務員として、法令遵守の意義や重要性を理解し、行動することができます。	教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、常に法令遵守を意識して行動することができます。
		⑲ 倫理観・社会性	倫理観や社会性を身につけ、職務を遂行することができます。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができます。
		⑳ 郷土愛	高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができます。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を開拓することができます。
		㉑ ワーク・ライフ・バランス	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができます。	
セルフマネジメント力	I 自己変革力	㉒ 使命感・責任感	教育公務員としての職責を理解して、公正な判断をし、行動することができます。	教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができます。
		㉓ 自己啓発	常に教育に関する情報を関心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を謙虚に受け止め、自己の成長につなげることができます。	国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができます。

※1 令和4年12月に改訂された生徒指導提要の新たな概念として示されたもの。発達支持的生徒指導では、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程を学校や教職員がいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を通じて、自己理解力、コミュニケーション力、共感性等を含む社会的資質・能力を育成する。

※2 特別支援教育の視点に加え、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題予防的生徒指導や深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う困難課題対応的生徒指導を含む。

若年後期(5~9年)	中堅期(10年~)	発展期(20年~)
教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。		
職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員への助言を意識して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要なより実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等において中心的役割を担うなど、ミドルリーダーとしての実践的指導力を發揮して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な高度な知識・技能を習得・活用するとともに、研究体制及び支援体制等の組織運営や、教職員への適切な指導・助言を行うなど、全校的視野に立った実践的指導力を發揮して、業務に取り組むことができる。
児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生かすことができる。	教育相談等の手法等を効果的に活用し、場面や状況に応じた適切な対応を行うとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。	児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。
児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を發揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を發揮できるような取組を計画的に進めることができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を發揮できるような取組について、教職員相互の共通理解を図り、組織的に推進することができる。
児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援する適切な指導方針を立てて対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて教職員相互の共通理解を図るなど、複眼的な広い視野から児童生徒を捉え、組織的に対応することができる。
全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える働きかけについて教職員に指導・助言をすることができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える組織的な対応について教職員に指導・助言をすることができる。
校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うとともに、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	保護者や専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援の在り方や校内支援体制について、具体的に提案することができる。	校長等の指示を受け、保護者や専門家・関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。
育成すべき資質・能力や児童生徒の実態を踏まえ、教科等横断的な視点をもち、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てることができる。	教科等横断的な授業構想等カリキュラム・マネジメントの視点に立ち、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てるとともに、教員に対して指導・助言をすることができる。	
児童生徒の実態や授業の展開に応じた適切な手立てを講じながら、個別最適な学びと協働的な学びを充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を実践することができる。	個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を実践するとともに、他の教員の授業を評価し、指導・助言をすることができる。	
適切な学習評価を行い、指導方法の工夫・改善に生かすことができる。	適切な学習評価や授業改善を実施するとともに、他の教員に対して授業設計・実践・評価・改善等の指導・助言をすることができる。	授業設計・実践・評価・改善等を繰り返し、学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体での取組を推進することができる。
今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性を追究することができる。	今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性をさらに高めるとともに、教員に対して指導・助言をすることができる。	
研修会等で得た情報を校内で発信し、課題改善に向けた具体的な提案をすることができる。	校内研究の企画・運営の中心的な役割を担い、学校全体の研究を推進することができる。	教員の経験や個性を考慮しながら指導・助言をし、学校全体の研究を推進することができる。
各教科等の指導において、教育データを活用して学習の改善を図るとともに、情報モラルに留意し、単元全体を見通した授業デザインにICTの活用を位置付け、効果的に実践することができる。	情報社会の動向を積極的に把握し、教育データを活用して学習の改善を図るとともに、情報モラルに留意し、ICTを活用した工夫ある授業実践について、教員に対して指導・助言することができる。	
「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりの積極的な推進に向けて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取りすることができます。	
学年や分掌等における自己の役割を自覚し、課題解決に向けて、チームで対応することを意識して業務に取り組むことができる。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを發揮し、課題を解決することができる。	
組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができます。	組織の特性や教職員の強み・弱みを見取り、それらを生かした機能的な組織運営に向けて、自らの役割を果たすことができる。	
校務分掌等の業務の工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回し、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の効率的・効果的な遂行に向け、ICTを効果的に活用するなど積極的に工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回すとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
安全対策等の手法を身に付け、場面や状況に応じて、迅速かつ適切に対応することができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなぐことができる。	
教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、常に法令遵守を意識して行動することができる。	教育公務員として、常に法令遵守を意識し他の教職員の模範となるよう行動するとともに、その重要性を教職員に助言することができる。	
倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもって職務を遂行するとともに、教職員に助言をすることができる。	
高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。	
健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができます。	健康的な生活習慣のもと、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送るとともに、働き方や心身の健康について、教職員に適切な助言をすることができる。	
教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わることができます。	
国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができます。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。	

高知県教員育成指標 「養護教諭」

経験段階(教職経験)			新規採用期(0~1年)	若年前期(2~4年)
領域	能力	項目	求められる資質・能力	
			教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。	
学級・HR経営力	集団を高める力	① 児童生徒との信頼関係の構築	教科指導、生徒指導及び学級経営など、職務遂行に必要な基礎的な知識・技能を理解・習得し、管理職や教職員に報告・連絡・相談しながら、業務に取り組むことができる。	教科指導、生徒指導、学級経営及び校務分掌など、職務遂行に必要な実践的な知識・技能を習得・活用し、より適切な指導力を発揮するとともに、積極的・協働的に業務に取り組むことができる。
		② 児童生徒間の人間関係の構築	児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を発揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	
		③ 児童生徒理解	児童生徒理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合い、共感的理解に努めることができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解を示すことができる。
		④ 発達支持的生徒指導※1	全ての児童生徒の発達を支援する視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。
		⑤ 特別な配慮を要する児童生徒への対応※2	保護者等との信頼関係を構築とともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、個や集団に応じた指導に生かすことができる。	校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うことができる。
	C 保健管理に関する力	⑥ 救急処置、健康診断、健康観察、疾病の管理と予防、学校環境衛生	救急処置等を適切に行うとともに、健康観察や健康診断等の意義を理解し、健康課題を把握することができる。	健康観察や健康診断等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に把握するとともに、課題解決を図るための取組を行なうことができる。
	D 保健教育の実践に関する力	⑦ 保健教育、啓発活動	保健教育における養護教諭の役割を理解し、保健教育の実施や資料提供などを、担当教諭と連携して行なうことができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた保健教育を実践することができる。
	E 健康相談に関する力	⑧ 心身の健康課題への対応、児童生徒支援に当たつての関係者との連携	健康相談の基本的なプロセスを理解し、児童生徒の実態に応じた健康相談を実施することができる。	校内における事例検討会を開催するなど、健康課題の解決に向けてコーディネーター的役割を果たすことができる。
	F 保健室経営に関する力	⑨ 保健室経営	保健室経営の基本について理解し、児童生徒の実態を踏まえた保健室経営に取り組むことができる。	学校教育目標及び学校保健目標、児童生徒の実態を踏まえた保健室経営計画が立案できる。
	G 保健組織活動に関する力	⑩ 学校保健委員会、児童生徒保健委員会、PTA保健活動	保健組織活動の意義を理解し、担任や保護者・関係機関等と連携した学校保健活動を行うことができる。	教職員の共通理解を図り、校内研修を実施するなど、組織的な学校保健活動に取り組むことができる。
チームマネジメント力	H ICT活用指導力	⑪ ICTの効果的な活用	ICT活用に関する基礎的・基本的な知識や技術を身につけ、保健教育のねらいを達成するために、ICTを活用して取り組むことができる。	保健教育におけるICT活用の基本的な考え方を理解し、ねらいを達成するために、ICTを活用して効果的に実践することができる。
	I 協働性・同僚性の構築力	⑫ 保護者・地域・関係機関等との連携・協働	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。
	J 組織貢献力	⑬ 教職員間の連携・協働	「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて、教職員と連携・協働して業務に取り組むことができる。
		⑭ 学校組織の理解・運営	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、組織運営に積極的に参加することができる。
		⑮ 業務遂行・進捗管理	校務分掌等の業務に必要な知識・技能を理解・習得し、ICTを活用して担当する業務を計画的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の工夫改善に努めながら、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。
		⑯ 人材育成	学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。	自らの課題を見い出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができる。
		⑰ 危機管理・安全管理	学校安全に関する基礎的な知識を身に付け、危機を察知し、迅速かつ適切に対応することができる。	危機管理の重要性や自身の役割を理解し、児童生徒の安全管理のために迅速かつ適切に対応することができる。
	K 自己管理能力	⑱ 法令遵守	教育公務員として、法令遵守の意義や重要性を理解し、行動することができる。	教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、常に法令遵守を意識して行動することができる。
	⑲ 倫理観・社会性	倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができる。	倫理観や法律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	
	⑳ 郷土愛	高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	
セルフマネジメント力	K 自己管理能力	㉑ ワーク・ライフ・バランス	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込みますに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。
		㉒ 使命感・責任感	教育公務員としての職責を理解して、公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。
		㉓ 自己啓発	常に教育に関する情報に関心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を謙虚に受け止め、自分の成長につなぐことができる。	国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができます。

※1 令和4年12月に改訂された生徒指導提要の新たな概念として示されたもの。発達支持的生徒指導では、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程を学校や教職員がいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を通じて、自己理解力、コミュニケーション力、共感性等を含む社会的資質・能力を育成する。

※2 特別支援教育の視点に加え、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題予防的生徒指導や深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う困難課題対応的生徒指導を含む。

若年後期(5~9年)	中堅期(10年~)	発展期(20年~)
教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。		
職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員への助言を意識して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要なより実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等において中心的役割を担うなど、ミドルリーダーとしての実践的指導力を發揮して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な高度な知識・技能を習得・活用するとともに、研究体制及び支援体制等の組織運営や、教職員への適切な指導・助言を行うなど、全校的視野に立った実践的指導力を發揮して、業務に取り組むことができる。
児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生かすことができる。	教育相談等の手法等を効果的に活用し、場面や状況に応じた適切な対応を行うとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。	児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。
児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を發揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような取組を計画的に進めることができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような取組について、教職員相互の通理解を図り、組織的に推進することができる。
児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援する適切な指導方針を立てて対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて教職員相互の共通理解を図るなど、複眼的な広い視野から児童生徒を捉え、組織的に対応することができる。
全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える働きかけについて教職員に指導・助言をすることができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える組織的な対応について教職員に指導・助言をすることができる。
校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行ふとともに、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	保護者や専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援の在り方や校内支援体制について、具体的に提案することができる。	校長等の指示を受け、保護者や専門家・関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。
日常の救急、学校事故・災害等に備えた予防的措置、健康に関する危機管理等について、組織的な対応が図れるように指導的役割を果たすことができる。	健康観察や健康診断等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に把握するとともに、課題解決を図るための組織的な取組を行うことができる。	健康観察や健康診断等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に把握するとともに、地域レベルでの健康管理を推進することができる。
学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた保健教育を実践することができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づき、養護教諭の専門性を生かした保健教育を実践することができる。	特別活動・総合的な学習の時間及び道德等における保健に関する指導計画の策定に参画することができる。
校内における事例検討会を開催するなど、健康課題の解決に向けてコーディネーター的役割を果たすことができる。	関係機関等と連携した健康相談を組織的に実施するため、コーディネーター的役割を果たすことができる。	
保健室経営を適切に行い、評価及び改善に努めることができる。	保健室経営について教職員に周知を図り、連携した保健室経営に努めることができる。	
教職員の共通理解を図り、校内研修を実施するなど、組織的な学校保健活動に取り組むことができる。	学校保健委員会等の企画・運営に参画し、内容の工夫・改善を図ることができる。	
保健教育においてICTの活用を位置付け、効果的に実践することができる。	情報社会の動向を積極的に把握し、ICTを活用した工夫ある保健教育の実践について、教員に対して指導・助言することができる。	
「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりの積極的な推進に向けて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取ることができる。	
学年や分掌等における自己の役割を自覚し、課題解決に向けて、チームで対応することを意識して業務に取り組むことができる。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを発揮し、課題を解決することができる。	
組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができる。	組織の特性や教職員の強み・弱みを見取り、それらを生かした機能的な組織運営に向けて、自らの役割を果たすことができる。	
校務分掌等の業務の工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回し、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の効率的・効果的な遂行に向けて、ICTを効果的に活用するなど積極的に工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回すとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
安全対策等の手法を身に付け、場面や状況に応じて、迅速かつ適切に対応することができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなぐことができる。	
教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、常に法令遵守を意識して行動することができる。	教育公務員として、常に法令遵守を意識し他の教職員の模範となるよう行動するとともに、その重要性を教職員に助言することができる。	
倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもって職務を遂行するとともに、教職員に助言をすることができる。	
高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。	
健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	健康的な生活習慣のもと、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送るとともに、働き方や心身の健康について、教職員に適切な助言をすることができる。	
教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わることができる。	
国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。	

高知県教員育成指標 「栄養教諭」

経験段階(教職経験)			新規採用期(0~1年)	若年前期(2~4年)
領域	能力	項目	求められる資質・能力	
			教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。	
学級・HR経営力	A 集団を高める力	① 児童生徒との信頼関係の構築	教科指導、生徒指導及び学級経営など、職務遂行に必要な基礎的な知識・技能を理解・習得し、管理職や教職員に報告・連絡・相談しながら、業務に取り組むことができる。	教科指導、生徒指導、学級経営及び校務分掌など、職務遂行に必要な実践的な知識・技能を習得・活用し、より適切な指導力を発揮するとともに、積極的・協働的に業務に取り組むことができる。
		② 児童生徒間の人間関係の構築	児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって公平かつ受容的に関わることができる。	児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を発揮できるような集団づくりに取り組むことができる。
	B 一人一人の能力を高める力	③ 児童生徒理解	児童生徒理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合い、共感的理解に努めることができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解を示すことができる。
		④ 発達支持的生徒指導 ^{※1}	全ての児童生徒の発達を支援する視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。
		⑤ 特別な配慮を要する児童生徒への対応 ^{※2}	保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、個や集団に応じた指導に生かすことができる。	校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うことができる。
	C 食に関する指導力	⑥ 給食の時間における食に関する指導、教科等における食に関する指導	学校給食を生きた教材として活用する意義や方法、授業づくりの基本を理解し、指導に生かすことができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた指導の必要性を理解し、食育の視点を位置付けた指導ができる。
		⑦ 個別的な相談指導	栄養教諭が行う相談指導について理解するとともに、児童生徒の食に関する健康課題に応じた相談指導をすることができる。	病態やスポーツ栄養に関する基礎的知識を習得するとともに、児童生徒の食に関する健康課題に応じた相談指導をすることができる。
	D 学校給食の管理に関する力	⑧ 栄養管理	成長期の栄養管理の方法や学校給食摂取基準等について理解し、献立作成に生かすことができる。	児童生徒の食生活状況の把握、学校給食摂取基準に基づいて作成した献立を評価し、改善することができる。
		⑨ 衛生管理	学校給食の衛生管理の基礎・基本を理解し、具体的な対応方法を考えることができる。	学校給食衛生管理基準に基づいた調理従事者への衛生管理指導、施設設備の改善を通じて行うことができる。
	E 連携・調整力	⑩ 食に関する指導、学校給食の管理	全体計画や年間指導計画、年間献立計画について理解し、計画作成に主体的に関わることができる。	指導計画を踏まえ、学級担任等と連携を図り、指導や資料提供ができるとともに、計画の作成、改善に専門的な立場で参画することができる。
	F 専門性探究力	⑪ 専門性の追究	学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から基礎的な知識・技能を学ぶことができる。	学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から積極的に学ぶことができる。
	G ICT活用指導力	⑫ ICTの効果的な活用	ICT活用に関する基礎的・基本的な知識や技術を身に付けて、ICTを活用して食育に取り組むことができる。	ICT活用の基本的な考え方を理解し、指導のねらいを達成するために、ICTを活用して効果的な食育を実践することができる。
チームマネジメント力	H 協働性・同僚性の構築力	⑬ 保護者・地域・関係機関等との連携・協働	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。
		⑭ 教職員間の連携・協働	「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて、教職員と連携・協働して業務に取り組むことができる。
	I 組織貢献力	⑮ 学校組織の理解・運営	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、組織運営に積極的に参加することができる。
		⑯ 業務遂行・進捗管理	校務分掌等の業務に必要な知識・技能を理解・習得し、ICTを活用して担当する業務を計画的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の工夫改善に努めながら、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。
		⑰ 人材育成	学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。	自らの課題を見い出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができる。
		⑱ 危機管理・安全管理	学校安全に関する基礎的な知識を身に付け、危機を察知し、迅速かつ適切に対応することができる。	危機管理の重要性や自身の役割を理解し、児童生徒の安全管理のために迅速かつ適切に対応することができる。
	J 自己管理能力	⑲ 法令遵守	教育公務員として、法令遵守の意義や重要性を理解し、行動することができる。	教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、常に法令遵守を意識して行動することができる。
		⑳ 倫理観・社会性	倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。
		㉑ 郷土愛	高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。
		㉒ ワーク・ライフ・バランス	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	
	K 自己変革力	㉓ 使命感・責任感	教育公務員としての職責を理解して、公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。
		㉔ 自己啓発	常に教育に関する情報に関心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を謙虚に受け止め、自己の成長につなぐことができる。	国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。

※1 令和4年12月に改訂された生徒指導提要の新たな概念として示されたもの。発達支持的生徒指導では、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程を学校や教職員がいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を通じて、自己理解力、コミュニケーション力、共感性等を含む社会的資質・能力を育成する。

※2 特別支援教育の視点に加え、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題予防の生徒指導や深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う困難課題対応の生徒指導を含む。

若年後期(5~9年)	中堅期(10年~)	発展期(20年~)
教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。		
職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員への助言を意識して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要なより実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等において中心的役割を担うなど、ミドルリーダーとしての実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な高度な知識・技能を習得・活用するとともに、研究体制及び支援体制等の組織運営や、教職員への適切な指導・助言を行うなど、全般的視野に立った実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。
児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生かすことができる。	教育相談等の手法等を効果的に活用し、場面や状況に応じた適切な対応を行ふとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。	児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。
児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような取組を計画的に進めることができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような取組について、教職員相互の共通理解を図り、組織的に推進することができる。
児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援する適切な指導方針を立てて対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて教職員相互の共通理解を図るなど、複眼的な広い視野から児童生徒を捉え、組織的に対応することができる。
全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える働きかけについて教職員に指導・助言をすることができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える組織的な対応について教職員に指導・助言をすることができる。
校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うとともに、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	保護者や専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援の在り方や校内支援体制について、具体的に提案することができる。	校長等の指示を受け、保護者や専門家・関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。
学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた指導、学校給食を生きた教材として活用した指導を行うために教材・教具等を工夫することができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づき、栄養教諭の専門性を生かした指導をするとともに、適切に評価することができる。	病態やスポーツ栄養に関する基礎的知識を活用し、家庭や地域の背景、児童生徒の食に関する知識・理解度等を考慮した指導を行うことができる。
学校給食摂取基準に基づいた栄養管理のもと、教科等の学習内容と関連付けた献立作成を行うことができる。	地域の実態に応じた、児童生徒の健康状態の改善につながる栄養管理を行うことができる。	
学校給食衛生管理基準に基づいた調理従事者への衛生管理指導、施設設備の改善を適切に行なうことができる。	学校給食衛生管理基準に基づき、衛生管理体制や作業区分等について評価し、課題を改善することができる。	学校給食衛生管理基準に基づいた改善策を提案するとともに、教職員への適切な指導・助言をすることができる。
栄養教諭の役割について理解を深め、学校における食育推進の中核的な役割を果たすことができる。	教職員・家庭・地域・関係機関等と連携し、校内はもとより、校外における食育や学校給食の推進体制を活用することができる。	教職員・家庭・地域・関係機関等と連携し、校内外における食育や学校給食の推進の中核的な役割を果たすことができる。
今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性を追究することができる。	学校給食や教育の動向を把握し、求められる専門性を追究し、自校の課題改善に向けた具体的な提案を行うことができる。	学校給食や教育の動向を把握し、求められる専門性をさらに高めるとともに、教職員に対して指導・助言を行うことができる。
給食時間や各教科等の指導において、年間指導計画や単元全体を見通した授業デザインにICTの活用を位置付け、効果的な食育を実践することができる。	情報社会の動向を積極的に把握し、ICTを活用した工夫ある給食指導や授業実践について、教員に対して指導・助言することができる。	「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。
「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりの積極的な推進に向けて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取ることができる。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを発揮し、課題を解決することができる。
学年や分掌等における自己の役割を自覚し、課題解決に向けて、チームで対応することを意識して業務に取り組むことができる。		組織の特性や教職員の強み・弱みを見取り、それらを生かした機能的な組織運営に向けて、自らの役割を果たすことができる。
組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができます。		校務分掌等の業務の効率的・効果的な遂行に向けて、ICTを効果的に活用するなど積極的に工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回すとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。
校務分掌等の業務の工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回し、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができます。		教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。
教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	安全対策等の手法を身に付け、場面や状況に応じて、迅速かつ適切に対応することができる。
安全対策等の手法を身に付け、場面や状況に応じて、迅速かつ適切に対応することができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることができる。	危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなぐことができる。
教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、常に法令遵守を意識して行動することができる。	教育公務員として、常に法令遵守を意識し他の教職員の模範となるよう行動するとともに、その重要性を教職員に助言をすることができます。	
倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。		倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもって職務を遂行するとともに、教職員に助言をすることができる。
高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を開拓することができる。	高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。	
健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができます。	健康的な生活習慣のもと、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送るとともに、働き方や心身の健康について、教職員に適切な助言をすることができる。	
教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わることができます。	
国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができます。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができます。	

**高知県教員育成指標 管理職等
「校長」「副校長・教頭」「主幹教諭」「指導教諭」**

		校長	副校長・教頭
求められる資質・能力		トッピーラーとしての人間的魅力、教育に関するビジョン、強い使命感、時代をみる先見性、データに基づく課題発見能力、変革に挑む積極性、危機管理のできる判断力や行動力、経験に裏打ちされた見識等、管理職としての資質・指導力を發揮し、内外環境を活用して学校の教育力を最大化することができる。	
A 資質	①	教育に関する確固とした理念や価値観をもっている。	① 教育に関する確固とした理念や価値観をもっている。
	②	学校経営責任者としての自覚と教育に対する使命感をもって、責任を果たすことができる。	② 校長を補佐し、学校経営をする者としての自覚と使命感をもって責任を果たすことができる。
	③	教育の動向や新しい教育に対する考え方を吸収し、学校経営に活用することができる。	③ 教育の動向や新しい教育に対する考え方を吸収し、学校運営に活用することができる。
	④	児童生徒・保護者・教職員に対して、公平・公正な立場で、誠実に対応することができる。	④ 児童生徒・保護者・教職員に対して、公平・公正な立場で、誠実に対応することができる。
	⑤	教職員・保護者・地域の人々から信頼を得ることができる。	⑤ 教職員・保護者・地域の人々から信頼を得ることができる。
B 組織マネジメント	⑥	内外環境等のデータや情報の分析をもとに、明確な学校経営ビジョンを策定し、その実現に向けた経営戦略の構築及び組織づくりをることができる。	⑥ 学校経営ビジョンの実現に向けて、組織をチームとして機能させることができる。
	⑦	学校評価を行うとともに、PDCAの考え方に基づき、教育活動の改善に結び付けることができる。	⑦ 学校評価を行うとともに、PDCAの考え方に基づき、自校での取組の進捗管理をすることができる。
	⑧	学校における働き方改革の推進の視点から、学校組織マネジメントの向上と教職員の意識改革を図るとともに、学校のデジタル化や業務の効率化・削減の取組目標を設定し、具体的な方策を示すことができる。	⑧ 学校における働き方改革の推進の視点から、教職員の意識改革を図り、学校のデジタル化や業務の効率化・削減についての取組を推進することができる。
C ネカリメキュントラム・マ	⑨	教科等横断的な視点から教育課程の編成を図ることができる。	⑨ 教科等横断的な視点で、教育活動を推進できるよう教職員間の調整を行なうことができる。
	⑩	児童生徒の姿や地域の現状等に基づき、教育課程のPDCAサイクルを確立し、機能させることができる。	⑩ 教育内容の質の向上に向けて、児童生徒の姿や地域の現状等を関連の調査や各種データ等に基づき把握することができる。
	⑪	学校経営ビジョンに基づく教育内容と教育活動を示し、その実現のために必要なICT環境や地域等の外部資源を活用する体制を整えることができる。	⑪ 自校のICT環境等、学校内外の資源を効果的に活用し、学校経営ビジョンに即した校内研修(研究)を主幹教諭等とともに推進することができる。
D リスクマネジメント	⑫	児童生徒・教職員の健康・安全管理を適切に行なうことができる。	⑫ 児童生徒・教職員の健康・安全管理を適切に行なうことができる。
	⑬	突発的な事態や災害時に迅速かつ的確な判断や指示をすることができる。	⑬ 突発的な事態や災害時に校長を補佐し、的確な判断や指示をすることができる。
	⑭	学校で生じるであろう種々の危機事象を想定し、それに備える組織づくりをすることができる。	⑭ 学校で生じるであろう種々の危機事象を想定し、それに備える組織づくりを補佐することができる。
	⑮	校内外の連絡、情報共有体制を整えることができる。	⑮ 児童生徒の個別の課題に対して校長を補佐し、支援を推進することができる。
	⑯		⑯ 校内外の連絡、情報共有体制を活用することができる。
E ソト地域等マネジメ	⑯	地域等にある人的資源や物的資源等の確保と活用により、地域と協働した教育活動を組織化することができる。	⑯ 地域等にある人的資源や物的資源等を活用するためのネットワークをつくることができる。
	⑰	地域の人々や関係機関等に積極的に情報発信し、学校の現状や課題、学校経営ビジョンについて共通理解を図ることができる。	⑰ 地域の人々や関係機関等に積極的に情報発信し、学校の現状や課題を説明することができる。
	⑱	校種間・学校間連携の体制を整えることができる。	⑱ 校種間・学校間連携を図るための連絡調整を行い、運営することができる。
F 人材育成	⑲	教職員の育成を図るために校内指導体制を整えることができる。	⑲ 教職員の育成を図るために校内指導体制を運営することができる。
	⑳	学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員を適切に指導することができる。	⑳ 学校の教育活動をより効果的に達成するためには教職員に対する適切な指導・助言をすることができる。
	㉑	教職員の評価を適切に実施し、フィードバックすることができる。	㉑ 教職員の評価を的確に実施することができる。
	㉒	教員育成指標等を活用し、教職員のよさと課題を把握し、それぞれの教職員に応じた育成・指導を行うことができる。	㉒ 教員育成指標を踏まえ、教職員に対して必要な情報を伝達・説明することができる。
G 監督	㉓	教職員の服務監督を適切に行なうことができる。	㉓ 教職員の服務監督を適切に行なうことができる。
	㉔	教育の質の向上と教職員の健康増進に向け、ワーク・ライフ・バランスの取組を掲げ、業務改善に積極的に取り組むことができる。	㉔ 教育の質の向上と教職員の健康増進に向け、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、業務改善に積極的に取り組むことができる。
H コアンサンブルライ	㉕	法令等に基づいた適正な学校経営をすることができる。	㉕ 校長を補佐し、法令等に基づいた適正な学校運営をすることができる。
	㉖	県や市町村の教育行政方針を理解し、目標に向けて実践することができる。	㉖ 県や市町村の教育行政方針を理解し、目標に向けて取組の進捗管理をすることができる。
	㉗	県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を教職員に説明し、学校経営に生かすことができる。	㉗ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。

主幹教諭	指導教諭
命を受けた校務について、責任をもって取りまとめるとともに、教頭の代理や補佐を行い、調整能力を発揮して組織運営を活性化させることができる。	高い専門性と優れた指導力を身に付け、授業力の向上に向けて、研修・研究等の取組を全校的に推進することができる。
① 教育に関する理念や価値観を醸成する態度がある。	① 教育に関する理念や価値観を醸成する態度がある。
② 命を受けた校務を自覚し、遂行する使命感をもって責任を果たすことができる。	② 教諭等のリーダーとしての自覚と使命感をもっている。
③ 教育に関する新しい動向を吸収することができる。	③ 教育に関する新しい動向を吸収し、教科や授業の専門性の向上に積極的に努めることができる。
④ 児童生徒・保護者・教職員に対して、誠実に対応することができる。	④ 児童生徒・保護者・教職員に対して、誠実に対応することができる。
⑤ 命を受けた校務を推進し、教職員から信頼を得ることができる。	⑤ 授業や学級経営等において教職員の模範となり、信頼を得ることができます。
⑥ 学校経営ビジョンを踏まえ、教職員の意向や状況を管理職と共有し、調整を図りながら取組を進めることができる。	⑥ 学校経営ビジョンを踏まえ、教職員の意向や状況を管理職と共有し、取組を進めることができます。
⑦ PDCAの考え方に基づき職務に取り組むことができるよう、教職員に対して指導・助言をすることができる。	⑦ PDCAの考え方に基づき職務に取り組むことができるよう、教職員に対して指導・助言をすることができる。
⑧ 学校のデジタル化や業務の効率化・削減の取組について、校内体制の改善・充実を図り、業務改善を実践するとともに、教職員に対して指導・助言することができる。	⑧ 学校のデジタル化や業務の効率化・削減の取組について、校内体制の改善・充実を図り、業務改善を推進することができる。
⑨ 教科等横断的な視点で、自校の教育活動をとらえることができる。	⑨ 教科等横断的な視点で、自校の教育活動をとらえることができる。
⑩ 児童生徒の姿や地域の現状等を把握するために、関連の調査や各種データを收集することができる。	⑩ 教科等における高い専門性と優れた指導力に基づき、教職員に対して指導・助言をすることができる。
⑪ 自校のICT環境等、学校内外の資源を効果的に活用し、校内研修(研究)の運営に、指導・助言をすることができる。	⑪ 自校のICT環境等、学校内外の資源を効果的に活用し、授業研究等をコーディネートするとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。
⑫ 児童生徒の健康・安全管理を適切に行うことができる。	⑫ 児童生徒の健康・安全管理を適切に行うことができる。
⑬ 突発的な事態や災害時に校長等の指示を受け、教職員をまとめることができるもの。	⑬ 突発的な事態や災害時に、教職員がまとまるように日頃から声かけをしたり、相談相手となったりすることができる。
⑭ 学校で生じるであろう種々の危機事象を想定し、それらに対応できるよう情報収集を行うことができる。	
⑮ 児童生徒の個別の課題に対して校長等を補佐し、支援を推進することができる。	⑯ 児童生徒の個別の課題に応じた支援等を率先して行うことができる。
⑯ 校長等を補佐し、校内外の連絡、情報共有を図ることができる。	
⑰ 地域等にある人的資源や物的資源等を把握して学校教育の活動とつなぐことができる。	⑯ 保護者や地域の人々に、学校の教育活動を知ってもらうために積極的に働きかけることができる。
⑱ 校種間・学校間連携についての計画を立案することができる。	
⑲ 教職員の育成を図るために校長等を補佐し、校内指導体制を運営することができる。	⑯ 教育活動の改善に向けた校内研修(研究)について、研究主任等と協力して推進することができる。
⑳ 学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員に対する適切な指導・助言をすることができる。	⑰ 授業や学級経営に関して、教職員の相談に積極的にのつたり指導・助言したりすることができる。
㉑ 教職員同士が学び合う仕組みづくりを行うとともに、指導・助言をすることができる。	⑯ 教科や授業等について、専門的な指導・助言をすることができる。
㉒ 教職員の服務監督を助けることができる。	
㉓ 校長の掲げるワーク・ライフ・バランスの取組に基づき、業務改善に積極的に取り組むことができる。	⑯ 校長の掲げるワーク・ライフ・バランスの取組に基づき、業務改善に積極的に取り組むことができる。
㉔ 校長等を補佐し、法令等に基づいた適正な学校運営ができるよう、学校の教育活動を調整することができる。	
㉕ 目標に向けた取組の進め方について、教職員に指導・助言をすることができる。	
㉖ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。	㉖ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。

高知県教員育成指標の活用

「高知県教員育成指標」は、本県の現職教員等が、学び続ける教員として、主体的に学び合い、自らの資質・能力を向上させていくための目安として策定しました。

本県では、この指標に基づいて「高知県教員研修計画」を作成し、教員の資質・能力の向上に取り組んでいます。

県教育センターでは、若年教員やミドルリーダー、管理職等を対象とした研修を実施するとともに、県の教育課題に応じた研修を行っています。

学び続ける教員

管理職等

発展期(20年～)

中堅期(10年～)

若年後期(5～9年)

若年前期(2～4年)

新規採用期(0～1年)

若年教員研修や中堅教諭等資質向上研修においては、下記のように「自己の達成規準」を設定して実践し、振り返りを行っています。

求められる資質・能力を身に付けるための「自己の達成規準」



若年教員研修や中堅教諭等資質向上研修において、「高知県教員育成指標」で示している項目の資質・能力を身に付けていくために、受講者個々が、各資質・能力に対するこの一年間で目指す具体的な姿を「自己の達成規準」として設定し取り組み、校長との面談等を通して教育実践を振り返るためのものです。

– 「自己の達成規準」作成及び実践の手順 –

- ①自己の経験段階に応じた資質・能力を確認します。
- ②求められる資質・能力を身に付けるために、この1年間で自分が実現する具体的な姿を「自己の達成規準」として作成します。
- ③「自己の達成規準」の達成を目指し、日々の実践や研修に取り組みます。
*常にPDCAサイクルを意識して取り組みましょう。
- ④「自己の達成規準」の達成状況を4段階で自己評価し、振り返ります。
4：十分できている 3：だいたいできている 2：あまりできていない 1：できていない
*年度末には、校長評価もしてもらいましょう。
- ⑤振り返りを基に、次年度の取組につなげます。

教諭 新規採用期 「自己の達成規準」の具体例

以下に示した例を参考に、自分の年次に該当する指標（2～4年次は「若年前期」など）を確認したうえで、「自己の達成規準」を作成しましょう。

学級・HR経営力

【集団を高める力】

新規採用期の指標

各指標に対して自分がこの1年間で目指す具体的な姿を記入します。
これが「自己の達成規準」となります。

①	児童生徒との信頼関係の構築 児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって公平かつ受容的に関わることができる。
【自己の達成規準】(例)	・児童生徒と話をするときには、目線の高さを合わせたり、児童生徒一人一人の思いを受け止めたりしながら聞くことができている。

【一人一人の能力を高める力】

⑤	特別な配慮を要する児童生徒への対応 保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、個や集団に応じた指導に生かすことができる。
【自己の達成規準】(例)	・家庭や学校における児童の様子を電話連絡等によって保護者と共有するとともに、管理職等と相談しながらより良い方法を考えて対応している。

学習指導力

【授業実践・改善力】

⑥	授業構想 学習指導要領を理解し、単元(題材)や1単位時間において、育成すべき資質・能力(ねらい)を明確にし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てることができる。
【自己の達成規準】(例)	・授業の計画を立てるときには、本単元や本時で付けるべき力を学習指導要領で常に確認しながら構想している。

【専門性探求力】

⑨	専門性の追究 学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から基礎的な知識・技能を学ぶことができる。
【自己の達成規準】(例)	・学習指導要領を日常的に読むとともに、研修会や書籍等から授業づくりの基本的な知識や技能を学び、日々の授業に生かしている。

チームマネジメント力

【協働性・同僚性の構築力】

⑯	教職員間の連携・協働 「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。
	【自己の達成規準】(例) <ul style="list-style-type: none">・学級でトラブル等があった場合には、自分一人の判断で対応するのではなく、管理職等に報告・連絡・相談したうえで、早期に対応している。

【組織貢献力】

⑰	人材育成 学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。
	【自己の達成規準】(例) <ul style="list-style-type: none">・学校内外の研修会等では、自己課題と照らし合わせながら目的意識をもって参加し、常に学び続けようとしている。

セルフマネジメント力

【自己管理能力】

⑲	法令遵守 教育公務員として、法令遵守の意義や重要性を理解し、行動することができる。
	【自己の達成規準】(例) <ul style="list-style-type: none">・言葉遣いや挨拶に気を付ける等、社会人として常識ある行動をするとともに、常に自己の行動を振り返りながら教育公務員としての意識をもって行動できている。

【自己変革力】

㉑	自己啓発 常に教育に関する情報に关心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を謙虚に受け止め、自己の成長につなぐことができる。
	【自己の達成規準】(例) <ul style="list-style-type: none">・管理職や同僚に自分の授業を日々参観してもらい、指導を受けたことを次の授業から意識して取り入れたり、他校の授業実践を参考にしたりする等、課題解決に向かって努力している。

教諭 中堅期 「自己の達成規準」の具体例

ここでは、中堅期（10年～）の指標に対する「自己の達成規準」の一例を示しています。以下に示した例を参考に、「自己の達成規準」を作成しましょう。

学級・HR経営力

【集団を高める力】

	児童生徒間の人間関係の構築
②	児童生徒の自発的・自動的な活動を通して互いの良さや可能性を發揮できるような取組を計画的に進めることができる。 【自己の達成規準】（例） <ul style="list-style-type: none">・学級経営案に基づき、学校行事や特別活動等において、リーダー会を開いたり、学級通信をグループで作成したりするなどの取組を進めることができている。

【一人一人の能力を高める力】

	発達支持的生徒指導
④	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える働きかけについて教職員に指導・助言することができる。 【自己の達成規準】（例） <ul style="list-style-type: none">・児童生徒一人一人が自己の将来を描きながら可能性を伸ばすことができる教育活動について、スクールカウンセラー等と協力し、他の教員に助言することができている。

学習指導力

【授業実践・改善力】

	指導技術の工夫
⑦	個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を実践するとともに、他の教員の授業を評価し、指導・助言をすることができる。 【自己の達成規準】（例） <ul style="list-style-type: none">・授業参観のポイントを示したうえで、模範として他の教員に授業を公開することができるとともに、他の教員の授業展開について指導・助言ができている。

【ICT 活用指導力】

	ICT や教育データの効果的な活用
⑪	情報社会の動向を積極的に把握し、教育データを活用して学習の改善を図るとともに、情報モラルに留意し、ICT を活用した工夫ある授業実践について、教員に対して指導・助言することができる。 【自己の達成規準】（例） <ul style="list-style-type: none">・ICT や教育データ活用の意義や効果を理解し、他の教員に対して授業における効果的な活用をアドバイスすることができている。

チームマネジメント力

【協働性・同僚性の構築力】

⑯	教職間の連携・協働 学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを発揮し、課題を解決することができる。
	【自己の達成規準】(例) ・学年主任として、学年団を取りまとめ、定期的に学年会を行い、情報共有や課題の提起や対応などを行うことができている。

【組織貢献力】

⑰	人材育成 自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。
	【自己の達成規準】(例) ・若年教員等の実践的指導力の向上を図るために、管理職と連携をしながら、必要な支援や助言ができている。

セルフマネジメント力

【自己管理能力】

⑲	郷土愛 高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。
	【自己の達成規準】(例) ・地域の歴史や文化を知り、地域行事に積極的に参加し、地域と学校との連携に携わることができている。

【自己変革力】

㉑	自己啓発 自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。
	【自己の達成規準】(例) ・チャレンジ精神や向上心をもち、常に新たなことに取り組もうと自己研鑽ができている。

養護教諭 「自己の達成規準」の具体例

養護教諭、栄養教諭は教諭における「学習指導力」の領域を「専門領域に関する力」の領域としています。以下に示した例を参考に、「自己の達成規準」を作成しましょう。

専門領域に関する力（新規採用期）

【保健管理に関する力】

	救急処置、健康診断、健康観察、疾病の管理と予防、学校環境衛生
⑥	救急処置等を適切に行うとともに、健康観察や健康診断等の意義を理解し、健康課題を把握することができる。
	【自己の達成規準】（例）
	・医療機関等への受診の有無を含めた的確な判断の下に救急処置ができている。

【健康相談に関する力】

	心身の健康課題への対応、児童生徒支援に当たっての関係者との連携
⑧	健康相談の基本的なプロセスを理解し、児童生徒の実態に応じた健康相談を実施することができる。
	【自己の達成規準】（例）
	・保護者や教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、医療機関等と連携できている。

専門領域に関する力（中堅期）

【保健管理に関する力】

	救急処置、健康診断、健康観察、疾病の管理と予防、学校環境衛生
⑥	健康観察や健康診断等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に把握するとともに、課題解決を図るための組織的な取組を行うことができる。
	【自己の達成規準】（例）
	・健康診断や健康観察の情報を総合的に判断して、自校の健康課題について学校全体で改善に向けた取組ができるよう、職員会等で具体的な方法が提案できている。

【ICT 活用指導力】

	ICT の効果的な活用
⑪	情報社会の動向を積極的に把握し、ICT を活用した工夫ある保健教育の実践について、教員に対して指導・助言することができる。
	【自己の達成規準】（例）
	・保健教育に関する教材研究や指導場面において、ICT を活用するとともに、周りの教員に対して指導・助言ができる。

チームマネジメント力

【協働性・同僚性の構築力】

⑯	教職員間の連携・協働 学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを発揮し、課題を解決することができる。
	【自己の達成規準】(例) ・養護教諭として、各学校の学校保健の取組の中心となり、定期的に各部会や会議等で情報共有や課題の提起、対応などを行うことができている。

セルフマネジメント力

【自己変革力】

㉓	自己啓発 自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。
	【自己の達成規準】(例) ・チャレンジ精神や向上心をもち、常に新たなことに取り組もうとするために自己研鑽することができている。

栄養教諭 「自己の達成規準」の具体例

専門領域に関する力 （新規採用期）

【学校給食の管理に関する力】

⑧	栄養管理 成長期の栄養管理の方法や学校給食摂取基準等について理解し、献立作成に生かすことができる。
	【自己の達成規準】(例) ・児童生徒の実態把握するためにアンケート等の調査を実施し、自校の学校給食摂取基準を策定し、それに基づいた献立を考えることができている。

【連携・調整力】

⑩	食に関する指導、学校給食の管理 全体計画や年間指導計画、年間献立計画について理解し、計画作成に主体的に関わることができる。
	【自己の達成規準】(例) ・学校教育目標を踏まえた食に関する全体計画や年間指導計画、年間献立計画を作成し、教職員と連携し、計画を実行できている。

専門領域に関する力（中堅期）

【学校給食の管理に関する力】

⑧	栄養管理 地域の実態に応じた、児童生徒の健康状態の改善につながる栄養管理を行うことができる。
	【自己の達成規準】（例） ・学校や地域の食生活に関する実態、児童生徒の体格や健康状態等を把握して学校給食摂取基準を策定し、作成した献立の残食率、栄養提供量等からの評価を行い、児童生徒の健康状態の改善につなげることができるよう努めている。

【連携・調整力】

⑩	食に関する指導、学校給食の管理 教職員・家庭・地域・関係機関等と連携し、校内はもとより、校外における食育や学校給食の推進体制を活用することができる。
	【自己の達成規準】（例） ・児童生徒が学校で学習したことを家庭の食事等で実践することができるよう、家庭や地域の理解、協力を得ながらお便りや給食試食会等を通じて児童生徒の食生活の改善に取り組むことができている。

チームマネジメント力

【協働性・同僚性の構築力】

⑯	教職員間の連携・協働 学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じてリーダーシップを発揮し、課題を解決することができる。
	【自己の達成規準】（例） ・健康推進部長として、チームを取りまとめ、定期的に部会を行い、情報共有や課題の提起、対応などを行うことができている。

セルフマネジメント力

【自己変革力】

㉔	自己啓発 自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。
	【自己の達成規準】（例） ・チャレンジ精神や向上心をもち、常に新たなことに取り組もうとするために自己研鑽することができている。

高知県教員育成指標「教諭」

【変更】赤字:不祥事の防止 青字:校種間連携、発達や学びの連続性

参考資料4

経験段階(教職経験)			新規採用期(0~1年)	若年前期(2~4年)	若年後期(5~9年)	中堅期(10年~)	発展期(20年~)
求められる資質・能力			教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。		教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。		
領域 H R 経 営 力	能力	項目	教科指導、生徒指導及び学級経営など、職務遂行に必要な基礎的な知識・技能を理解・習得し、管理職や教職員に報告・連絡・相談しながら、業務に取り組むことができる。		教科指導、生徒指導、学級経営及び校務分掌など、職務遂行に必要な実践的な知識・技能を習得・活用し、より適切な指導力を發揮するとともに、積極的・協働的に業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員への助言を意識して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な高度な知識・技能を習得・活用するとともに、研究体制及び支援体制等の組織運営や、教職員への適切な指導・助言を行うなど、全校的視野に立った実践的指導力を發揮して、業務に取り組むことができる。
			① 児童生徒との信頼関係の構築	児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって公平かつ受容的に関わることができる。	児童生徒との関わりの重要性を認識し、積極的かつ共感的にコミュニケーションを図ることができる。	児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生かすことができる。	児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。
	一人一人の能力を高める力	② 児童生徒間の人間関係の構築	児童生徒の人権を尊重し、児童生徒間のコミュニケーションを促進することができる。	児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を發揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を發揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような取組を計画的に進めることができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような取組について、教職員相互の共通理解を図り、組織的に推進することができる。
		③ 児童生徒理解	児童生徒理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合い、共感的理解に努めることができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解を示すことができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援する適切な指導方針を立てて対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて教職員相互の共通理解を図るなど、複眼的な広い視野から児童生徒を捉え、組織的に対応することができます。
		④ 発達支持的生徒指導 ^{※1}	全ての児童生徒の発達を支援する視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える働きかけについて教職員に指導・助言をすることができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える組織的な対応について教職員に指導・助言をすることができる。
		⑤ 特別な配慮を要する児童生徒への対応 ^{※2}	保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、個や集団に応じた指導・支援を行なうことができる。	校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行なうことができる。	校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行なうとともに、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	保護者や専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援の在り方や校内支援体制について、具体的に提案することができます。	校長等の指示を受け、保護者や専門家・関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができます。
	C 授業実践・改善力	⑥ 授業構想	育成すべき資質・能力や児童生徒の実態、 発達や学びの連続性 、他教科等との関連を踏まえ、学習の系統性を明確にし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てることができます。	育成すべき資質・能力や児童生徒の実態、 発達や学びの連続性 を踏まえ、教科等横断的な視点をもち、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てることができます。	児童生徒の実態や授業の展開に応じた適切な手立てを講じながら、個別最適な学びと協働的な学びを充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を実践することができます。	個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を実践するとともに、他の教員の授業を評価し、指導・助言をすることができる。	発達や学びの連続性を踏まえた 教科等横断的な授業構想等カリキュラム・マネジメントの視点に立ち、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導計画を立てるとともに、教員に対して指導・助言をすることができる。
		⑦ 指導技術の工夫	発問や板書等の基本的な指導技術を身につけ、個別最適な学びと協働的な学びを充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業の実践に努めることができます。	児童生徒の理解度や反応を把握しながら、個別最適な学びと協働的な学びを充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を実践することができます。	児童生徒の実態や授業の展開に応じた適切な手立てを講じながら、個別最適な学びと協働的な学びを充実し、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業を実践することができます。	適切な学習評価を行い、指導方法の工夫・改善に生かすことができる。	授業設計・実践・評価・改善等を繰り返し、学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体での取組を推進することができます。
		⑧ 学習評価と改善	学習評価の意義や方法について理解し、児童生徒の学習状況を把握しながら授業を進めることができます。	学習評価を生かした学習指導について理解し、指導方法の工夫・改善に取り組むことができる。	今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性を追究することができます。	今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性をさらに高めるとともに、教員に対して指導・助言をすることができます。	適切な学習評価や授業改善を実施するとともに、他の教員に対して授業設計・実践・評価・改善等の指導・助言をすることができる。
学 習 指 導 力	D 専門性探求力	⑨ 専門性の追究	学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から基礎的な知識・技能を学ぶことができる。	学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から積極的に学ぶことができる。	研修会等で得た情報を校内で発信し、課題改善に向けた具体的な提案をすることができます。	校内研究の企画・運営の中心的な役割を担い、学校全体の研究を推進することができます。	授業設計・実践・評価・改善等を繰り返し、学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体での取組を推進することができます。
		⑩ 校内研究の推進	自校の研究テーマに基づき、実践・研究に意欲的に取り組むことができます。	自校の研究テーマに基づき、実践・研究に意欲的に取り組むことができます。	各教科等の指導において、教育データを活用して学習の改善を図るとともに、情報モラルに留意し、単元全体を見通した授業ナザインにICTの活用を位置付け、効果的に実践することができます。	情報社会の動向を積極的に把握し、教育データを活用して学習の改善を図るとともに、情報モラルに留意し、ICTを活用した工夫ある授業実践について、教員に対して指導・助言することができます。	各教科等の指導において、教育データを活用して学習の改善を図るとともに、情報モラルに留意し、単元全体を見通した授業ナザインにICTの活用を位置付け、効果的に実践することができます。
	E ICT活用指導力	⑪ ICTや教育データの効果的な活用	ICT活用や情報モラルに関する基礎的・基本的な知識や技術を身に付け、授業のねらいを達成するために、ICTや教育データを活用して授業に取り組むことができる。	各教科等の指導におけるICT活用や情報モラルの基本的な考え方を理解し、授業のねらいを達成するために、ICTや教育データを活用して授業を効果的に実践することができます。	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりの積極的な推進に向けて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取ることができます。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりの積極的な推進に向けて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取ることができます。
	F 協働性・同僚性の構築力	⑫ 保護者・地域・校種間・関係機関等との連携・協働	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。	学年や分掌等における自己の役割を自覚し、課題解決に向けて、チームで対応することを意識して業務に取り組むことができる。	組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができます。	組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができます。
		⑬ 教職員間の連携・協働	「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて、教職員と連携・協働して業務に取り組むことができる。	組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができます。	校務分掌等の業務の工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回し、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができます。	校務分掌等の業務の効率的・効果的な遂行に向けて、他者の協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを發揮し、課題を解決することができます。
チ ー ム マ ネ ジ メ ン ト 力	G 組織貢献力	⑭ 学校組織の理解・運営	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができます。	組織の一員としての自己の役割を理解し、組織運営に積極的に参加することができます。	校務分掌等の業務の工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回し、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができます。	教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言することができます。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言することができます。
		⑮ 業務遂行・進捗管理	校務分掌等の業務に必要な知識・技能を理解し、習得し、ICTを活用して担当する業務を計画的に遂行することができます。	校務分掌等の業務の工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回し、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができます。	教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言することができます。	安全対策等の手法を身に付け、場面や状況に応じて、迅速かつ適切に対応することができます。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなぐことができます。
		⑯ 人材育成	学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができます。	自らの課題を見い出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができます。	教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言することができます。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることができます。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることができます。
	I 自己変革力	⑰ 危機管理・安全管理	学校安全に関する基礎的な知識を身に付け、危機を察知し、迅速かつ適切に対応することができます。	危機管理の重要性や自身の役割を理解し、児童生徒の安全管理のために迅速かつ適切に対応することができます。	教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言することができます。	自らの課題を見い出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができます。	自らの課題を見い出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができます。
		⑱ 法令遵守	教育公務員として、法令遵守の意義や重要性を理解し、 不祥事の防止を意識して行動 することができます。	教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解しするとともに、常に法令を遵守し、 不祥事の防止を意識して行動 することができます。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができます。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができます。	教育公務員として、常に法令を遵守し、 不祥事の防止を意識するとともに 他の教職員の模範となるよう行動するとともに、その重要性を教職員に助言することができます。
セルフマネジメント力	H 自己管理能力	⑲ 倫理観・社会性	倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができます。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができます。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができます。	高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができます。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができます。
		⑳ 郷土愛	高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができます。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができます。	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができます。	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康について、教職員に適切な助言を送ることができます。	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康について、教職員に適切な助言を送ることができます。
		㉑ ワーク・ライフ・バランス	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができます。	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができます。	教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができます。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わることができます。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わることができます。
	I 自己変革力	㉒ 使命感・責任感	教育公務員としての職責を理解して、公正な判断をし、行動することができます。	教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができます。	国内外の社会状況の変化に关心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができます。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができます。	国内外の社会状況の変化に关心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができます。
		㉓ 自己啓発	常に教育に関する情報に关心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を虚虚に受け止め、自己の成長につなげることができます。	国内外の社会状況の変化に关心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができます。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができます。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができます。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができます。

*1 令和4年12月に改訂された生徒指導提要の新たな概念として示されたもの。発達支持的生徒指導では、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程を学校や教職員がいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を通じて、自己理解力、コミュニケーション力、共感性等を含む社会的資質・能力を育成する。

*2 特別支援教育の視点に加え、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題予防的生徒指導や深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行なう困難課題対応的生徒指導を含む。

高知県教員育成指標「養護教諭」

【変更】赤字:不祥事の防止 青字:校種間連携

経験段階(教職経験)			新規採用期(0~1年)	若年前期(2~4年)	若年後期(5~9年)			中堅期(10年~)	発展期(20年~)
領域	能力	項目	求められる資質・能力		教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。		教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。		
			教科指導、生徒指導及び学級經營など、職務遂行に必要な基礎的な知識・技能を理解・習得し、管理職や教職員への報告・連絡・相談しながら、業務に取り組むことができる。	教科指導、生徒指導、学級經營及び校務分掌など、職務遂行に必要な実践的な知識・技能を理解・活用し、より適切な指導力を発揮するとともに、積極的・協働的に業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員への助言を意識して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な高度な知識・技能を習得・活用するとともに、研究体制及び支援体制等の組織運営や、教員への適切な指導・助言を行うなど、全校的視野に立った実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。	教育相談等の手法等を効果的に活用し、場面や状況に応じた適切な対応を行うとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。	児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。	児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。
学級・HR経営力	A 集団を高める力	① 児童生徒との信頼関係の構築	児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって公平かつ受容的に関わることができる。	児童生徒との関わりの重要性を認識し、積極的かつ共感的にコミュニケーションを図ることができる。	児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生かすことができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような取組を計画的に進めることができます。	児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。	児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。
		② 児童生徒間の人間関係の構築	児童生徒の権重し、児童生徒間のコミュニケーションを促進することができる。	児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を発揮できるよう集団づくりに取り組むことができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解を示すことができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援する適切な指導方針を立てて対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて教職員相互の共通理解を図るなど、複眼的な広い視野から児童生徒を捉え、組織的に対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて教職員相互の共通理解を図るなど、複眼的な広い視野から児童生徒を捉え、組織的に対応することができる。
	B 一人一人の能力を高める力	③ 児童生徒理解	児童生徒理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合い、共感的理解に努めることができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解を示すことができる。	全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	学習指導と連携しながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える働きかけについて教職員に指導・助言をすることができる。	学習指導と連携しながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える組織的な対応について教職員に指導・助言をすることができる。	学習指導と連携しながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える組織的な対応について教職員に指導・助言をすることができる。
		④ 発達支持的生徒指導※1	全ての児童生徒の発達を支援する視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	児童生徒の実態を把握し、個や集団に応じた指導に生かすことができる。	校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うことができる。	校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行なうとともに、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	保護者や専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援の在り方や校内支援体制について、具体的に提案することができる。	校長等の指示を受け、保護者や専門家・関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。	校長等の指示を受け、保護者や専門家・関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。
		⑤ 特別な配慮を要する児童生徒への対応※2	保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、個や集団に応じた指導に生かすことができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援する適切な指導方針を立てて対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援する適切な指導方針を立てて対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援する適切な指導方針を立てて対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援する適切な指導方針を立てて対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援する適切な指導方針を立てて対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援する適切な指導方針を立てて対応することができる。
	C 保健管理に関する力	⑥ 救急処置、健康診断、健康管理、疾病の管理と予防、学校環境衛生	救急処置等を適切に行なうとともに、健康観察や健康診断等の意義を理解し、健康課題を把握することができる。	健康観察や健康診断等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に把握するとともに、課題解決を図るために取組を行なうことができる。	健康観察や健康診断等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に把握するとともに、課題解決を図るために取組を行なうことができる。	日常の救急、学校事故・災害等に備えた予防的措置、健康に関する危機管理等について、組織的な対応が図れるように指導的役割を果たすことができる。	健康観察や健康診断等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に把握するとともに、課題解決を図るために取組を行なうことができる。	健康観察や健康診断等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に把握するとともに、地域レベルでの健康管理を推進することができる。	健康観察や健康診断等を円滑に実施し、児童生徒の健康に関する情報を総合的に把握するとともに、地域レベルでの健康管理を推進することができる。
		⑦ 保健教育、啓発活動	保健教育における養護教諭の役割を理解し、保健教育の実施や資料提供などを、担当教諭と連携して行なうことができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた保健教育を実践することができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた保健教育を実践することができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づき、養護教諭を実践することができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づき、養護教諭を実践することができる。	特別活動、総合的な学習の時間及び道德等における保健に関する指導計画の策定に参画することができる。	特別活動、総合的な学習の時間及び道德等における保健に関する指導計画の策定に参画することができる。
専門領域に関する力	E 健康相談に関する力	⑧ 心身の健康課題への対応、児童生徒支援に当たっての関係者との連携	健康相談の基本的なプロセスを理解し、児童生徒の実態に応じた健康相談を実施することができる。	校内における事例検討会を開催するなど、健康課題の解決に向けてコーディネーター的役割を果たすことができる。	校内における事例検討会を開催するなど、健康課題の解決に向けてコーディネーター的役割を果たすことができる。	校内における事例検討会を開催するなど、健康課題の解決に向けてコーディネーター的役割を果たすことができる。	関係機関等と連携した健康相談を組織的に実施するため、コーディネーター的役割を果たすことができる。	保健室経営に周知を図り、連携した保健室経営に努めることができる。	保健室経営に周知を図り、連携した保健室経営に努めることができる。
	F 保健室経営に関する力	⑨ 保健室経営	保健室経営の基本について理解し、児童生徒の実態を踏まえた保健室経営に取り組むことができる。	学校教育目標及び学校保健目標、児童生徒の実態を踏まえた保健室経営計画が立案できる。	学校教育目標及び学校保健目標、児童生徒の実態を踏まえた保健室経営に取り組むことができる。	教職員の共通理解を図り、校内研修を実施するなど、組織的な学校保健活動に取り組むことができる。	学校保健委員会等の企画・運営に参画し、内容の工夫・改善を図ることができる。	保健室経営に周知を図り、連携した保健室経営に努めることができる。	保健室経営に周知を図り、連携した保健室経営に努めることができる。
	G 保健組織活動に関する力	⑩ 学校保健委員会、児童生徒保健委員会、PTA保健活動	保健組織活動の意義を理解し、担任や保護者・関係機関等と連携した学校保健活動を行うことができる。	教職員の共通理解を図り、校内研修を実施するなど、組織的な学校保健活動に取り組むことができる。	教職員の共通理解を図り、校内研修を実施するなど、組織的な学校保健活動に取り組むことができる。	保健教育におけるICTの活用の基本的な考え方を理解し、ねらいを達成するために、ICTを活用して効果的に実践して取り組むことができる。	情報社会の動向を積極的に把握し、ICTを活用した工夫ある保健教育の実践について、教員に対して指導・助言することができる。	保健室経営に周知を図り、連携した保健室経営に努めることができる。	保健室経営に周知を図り、連携した保健室経営に努めることができる。
	H ICT活用指導力	⑪ ICTの効果的な活用	ICT活用に関する基礎的・基本的な知識や技術を身につけ、保健教育のねらいを達成するために、ICTを活用して取り組むことができる。	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりの積極的な推進に向けて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取ることができる。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりの積極的な推進に向けて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取ることができる。
	I 協働性・同僚性の構築力	⑫ 保護者・地域・校種間・関係機関等との連携・協働	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、「連絡・協議」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて、教職員と連携・協働して業務に取り組むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて、教職員と連携・協働して業務に取り組むことができる。	学年や分掌等における自己の役割を自覚し、課題解決に向けて、チームや対応等の充実に向けて、他者の協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを發揮し、課題を解決することができる。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者の協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを發揮し、課題を解決することができる。	組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができます。	組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができます。
	J 組織貢献力	⑬ 教職員間の連携・協働	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。	校務分掌等の業務に必要な知識・技能を理解・習得し、ICTを活用して担当する業務を計画的に遂行することができる。	校務分掌等の業務に必要な知識・技能を理解・習得し、ICTを活用して担当する業務を計画的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の工夫改善に努めながら、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の効率的・効果的な遂行に向けて、ICTを効果的に活用するなど積極的に工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回し、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができます。	校務分掌等の業務の効率的・効果的な遂行に向けて、ICTを効果的に活用するなど積極的に工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回し、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができます。
	⑭ 学校組織の理解・運営	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。	組織の特性や運営体制を理解し、組織運営を計画的に進めることができます。	組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができます。	組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができます。	組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができます。	組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができます。
チームマネジメント力	⑮ 業務遂行・進捗管理	⑯ 人材育成	学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。	自らの課題を見い出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができる。	危機管理の重要性や自身の役割を理解し、児童生徒の安全管理のために迅速かつ適切に対応することができる。	教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなぐことができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなぐことができる。
	⑰ 危機管理・安全管理	⑱ 法令遵守	学校安全に関する基礎的な知識を身に付け、危機を察知し、迅速かつ適切に対応することができる。	教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができる。	教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができる。	教職員として、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができる。	教職員として、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができる。	教育公務員として、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができる。	教育公務員として、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができる。
	K 自己管理能力	⑲ 倫理観・社会性	倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	高知県の風土や歴史について興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。	高知県の風土や歴史について興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。
	⑳ 郷土愛	㉑ ワーク・ライフ・バランス	高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した			

高知県教員育成指標「栄養教諭」

経験段階(教職経験)			新規採用期(0~1年)	若年前期(2~4年)
領域	能力	項目	求められる資質・能力	
			教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。	
学級・HR経営力	A 集団を高める力	①児童生徒との信頼関係の構築	教科指導、生徒指導及び学級経営など、職務遂行に必要な基礎的な知識・技能を理解・習得し、管理職や教職員に報告・連絡・相談しながら、業務に取り組むことができる。	教科指導、生徒指導、学級経営及び校務分掌など、職務遂行に必要な実践的な知識・技能を習得・活用し、より適切な指導力を發揮するとともに、積極的・協働的に業務に取り組むことができる。
		②児童生徒間の人間関係の構築	児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を發揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生かすことができる。
	B 一人一人の能力を高める力	③児童生徒理解	児童生徒理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合い、共感的理解に努めることができる。	児童生徒の自発的・自動的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような取組を計画的に進めることができる。
		④発達支持的生徒指導 ^{※1}	全ての児童生徒の発達を支援する視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応することができる。
		⑤特別な配慮を要する児童生徒への対応 ^{※2}	保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、個や集団に応じた指導に生かすことができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて教職員相互の共通理解を図るとともに、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応することができる。
	C 専門領域に関する力	⑥給食の時間における食に関する指導・教科等における食に関する指導	学校給食を生きさせた教材として活用する意義や方法、授業づくりの基本を理解し、指導に生かすことができる。	児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。
		⑦個別的な相談指導	栄養教諭が行う相談指導について理解するとともに、児童生徒の食に関する健康課題に応じた相談指導をすることができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応することができる。
		⑧栄養管理	成長期の栄養管理の方法や学校給食摂取基準等について理解し、献立作成に生かすことができる。	児童生徒の実生活状況の把握、学校給食摂取基準に基づいて作成した献立を評価し、改善することができる。
	D 学校給食の管理に関する力	⑨衛生管理	学校給食の衛生管理の基礎・基本を理解し、具体的な対応方法を考えることができる。	学校給食衛生管理基準に基づいた調理従事者への衛生管理指導、施設設備の改善を適切に行なうことができる。
		⑩食に関する指導、学校給食の管理	全体計画や年間指導計画、年間献立計画について理解し、計画作成に主体的に関わることができる。	指導計画を踏まえ、学級担任等と連携を図り、指導や資料提供することができるとともに、計画の作成、改善に専門的な立場で参画することができる。
	E 連携・調整力	⑪専門性の追究	学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から基礎的な知識・技能を学ぶことができる。	指導計画を踏まえ、学校給食の実態に基づいた指導・教科等の学習内容と連携付けながら実施することができる。
	F 専門性探究力	⑫ICTの効果的な活用	ICT活用に関する基礎的・基本的な知識や技術を身につけ、ICTを活用して食育に取り組むことができる。	ICT活用の基本的な考え方を理解し、指導のねらいを達成するために、ICTを活用して効果的な食育を実践することができる。
チームマネジメント力	H 協働性・同僚性の構築力	⑬保護者・地域・校種間・関係機関等との連携・協働	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。
		⑭教職員間の連携・協働	「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて教職員と連携・協働して業務に取り組むことができる。
	I 組織貢献力	⑮学校組織の理解・運営	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。	組織の特性や運営体制を理解し、組織運営に積極的に参加することができる。
		⑯業務遂行・進捗管理	校務分掌等の業務に必要な知識・技能を理解・習得し、ICTを活用して担当する業務を計画的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の工夫改善に努めながら、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。
		⑰人材育成	学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。	自らの課題を見い出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができる。
		⑱危機管理・安全管理	学校安全に関する基礎的な知識を身に付け、危機を察知し、迅速かつ適切に対応することができる。	危機管理の重要性や自身の役割を理解し、児童生徒の安全管理のために迅速かつ適切に対応することができる。
	J 自己管理能力	⑲法令遵守	教育公務員として、法令遵守の意義や重要性を理解し、不祥事の防止を意識して行動することができる。	教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解し、常に関心をもつて、常に法令遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができる。
		⑳倫理観・社会性	倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。
		㉑郷土愛	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動に取り組むことができる。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。
		㉒ワーク・ライフ・バランス	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。
セルフマネジメント力	K 自己変革力	㉓使命感・責任感	教育公務員としての職責を理解して、公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての自覚をもって、教育の視点に立った公正な判断をし、行動することができる。
		㉔自己啓発	常に教育に関する情報を関心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を虚心に受け止め、自己的成長につなげることができる。	国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長につなげることができる。

※1 令和4年12月に改訂された生徒指導提要の新たな概念として示されたもの。発達支持的生徒指導では、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程を学校や教職員がいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を通じて、自己理解力、コミュニケーション力、共感性等を含む社会的資質・能力を育成する。

※2 特別支援教育の視点に加え、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題予防的生徒指導や深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う困難課題対応的生徒指導を含む。

【変更】赤字:不祥事の防止 青字:校種間連携

若年後期(5~9年)	中堅期(10年~)	発展期(20年~)
教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。	教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。	教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。
職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員への助言を意識して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等において自己の役割を自覚し、若年教員への助言を行なうことで、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な高度な知識・技能を習得・活用するとともに、研究体制及び支援体制等の組織運営や、教職員への適切な指導・助言を行なうことで、業務に取り組むことができる。
児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生かすことができる。	児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生かすことができる。	児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、組織的に適切な対応について、組織的に推進することができる。
児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を発揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を発揮できるような取組を計画的に進めることができる。	児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を発揮できるような取組について、教職員相互の共通理解を図ることによって推進することができる。
児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて教職員相互の共通理解を図ることによって対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて教職員相互の共通理解を図ることによって対応することができる。
全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて教職員相互の共通理解を図ることによって対応することができる。
校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うとともに、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることによって、組織的に対応することができる。	校長等の指示を受け、保護者や専門家・関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。	校長等の指示を受け、保護者や専門家・関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。
学校給食を生きさせた教材として活用する意義や方法、授業づくりの基本を理解し、指導に生かすことができる。	学校給食を生きさせた教材として活用した指導を行うために教材・教具等を工夫することができる。	学校給食を生きさせた教材として活用する意義や方法、授業づくりの基本を理解し、指導を行うために教材・教具等を工夫することができる。
病態やスポーツ栄養に関する基礎的知識を習得するとともに、児童生徒の食に関する健康課題に応じた相談指導をすることができる。	病態やスポーツ栄養に関する専門性を高め、効果的な個別指導を工夫、改善することができる。	病態やスポーツ栄養に関する専門性を高め、効果的な個別指導を工夫、改善することができる。
児童生徒の食生活状況の把握、学校給食摂取基準に基づいて作成した献立を評価し、改善することができる。	学校給食摂取基準に基づいた栄養管理のもと、教科等の学習内容と連携付けた献立作成を行なうことができる。	地域の実態に応じた、児童生徒の健康状態の改善につながる栄養管理を行なうことができる。
学校給食衛生管理基準に基づいた調理従事者への衛生管理指導、施設設備の改善を適切に行なうことができる。	学校給食衛生管理基準に基づいた調理従事者への衛生管理指導、施設設備の改善を適切に行なうことができる。	学校給食衛生管理基準に基づいた改善策を提案するとともに、教職員への適切な指導・助言をすることができる。
指導計画を踏まえ、学級担任等と連携を図り、指導や資料提供することができるとともに、計画の作成、改善に専門的な立場で参画することができる。	教職員・家庭・地域・関係機関等と連携し、校内外はもとより、校外における食育や学校給食の推進体制を活性化することができる。	教職員・家庭・地域・関係機関等と連携し、校内外における食育や学校給食の推進体制を活性化することができる。
今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性を追究することができる。	学校給食や教育の動向を把握し、求められる専門性を追究し、自校の課題改善に向けた具体的な提案をすることができる。	学校給食や教育の動向を把握し、求められる専門性をさらに高めるとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。
給食時間や各教科等の指導において、年間指導計画や単元全体を見通した授業デザインにICTの活用を位置付け、効果的な食育を実践することができる。	情報社会の動向を積極的に把握し、ICTを活用した工夫ある給食指導や授業実践について、教員に対して指導・助言することができる。	情報社会の動向を把握し、求められる専門性をさらに高めるとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。
「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりの積極的な推進に向けて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取りることができます。	「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができます。	「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができます。
学年や分掌等における自己の役割を自覚し、課題解決に向けて、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを發揮し、課題を解決することができます。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを發揮し、課題を解決することができます。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを発揮し、課題を解決することができます。
組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができます。	組織の特性や教職員の強み・弱みを見取り、それらを生かした機能的な組織運営に向けて、自らの役割を果たすことができます。	組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができます。
校務分掌等の業務の工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回し、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができます。	校務分掌等の業務の効率的・効果的な遂行に向けて、ICTを活用するなど積極的に工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回すとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができます。	校務分掌等の業務の効率的・効果的な遂行に向けて、ICTを活用するなど積極的に工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回すとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができます。
教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることによって、自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができます。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができます。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができます。
安全対策等の手法を身に付け、場面や状況に応じて、迅速かつ適切に対応することができます。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じ、迅速かつ適切に対応することができます。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じ、迅速かつ適切に対応することができます。
教育公務員として、常に法令遵守し、不祥事の防止を意識するとともに、その重要性を教職員に助言することができます。	教育公務員として、常に法令遵守し、不祥事の防止を意識するとともに、その重要性を教職員に助言することができます。	教育公務員として、常に法令遵守し、不祥事の防止を意識するとともに、その重要性を教職員に助言することができます。
倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができます。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができます。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができます。
高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができます。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができます。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができます。
健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができます。	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができます。	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・

高知県教員育成指標 管理職等
「校長」「副校長・教頭」「主幹教諭」「指導教諭」

【変更】赤字:不祥事の防止 青字:発達や学びの連続性
緑字:対話に基づく研修等の受講奨励

参考資料4

	校長	副校長・教頭	主幹教諭	指導教諭
求められる資質・能力	トップリーダーとしての人間的魅力、教育に関するビジョン、強い使命感、時代をみる先見性、データに基づく課題発見能力、変革に挑む積極性、危機管理のできる判断力や行動力、経験に裏打ちされた見識等、管理職としての資質・指導力を發揮し、内外環境を活用して学校の教育力を最大化することができる。	人間的魅力をもったリーダー性、教育に関するビジョン、強い使命感、時代をみる先見性、データに基づく課題発見能力、変革に挑む積極性、危機管理のできる判断力や行動力、経験に裏打ちされた見識等、管理職としての資質・指導力を発揮することができる。	命を受けた校務について、責任をもって取りまとめるとともに、教頭の代理や補佐を行い、調整能力を発揮して組織運営を活性化させることができ。る。	高い専門性と優れた指導力を身に付け、授業力の向上に向けて、研修・研究等の取組を全校的に推進することができる。
A 資質	① 教育に関する確固とした理念や価値観をもっている。	① 教育に関する確固とした理念や価値観をもっている。	① 教育に関する理念や価値観を醸成する態度がある。	① 教育に関する理念や価値観を醸成する態度がある。
	② 学校経営責任者としての自覚と教育に対する使命感をもって、責任を果たすことができる。	② 校長を補佐し、学校経営をする者としての自覚と使命感をもって責任を果たすことができる。	② 命を受けた校務を自覚し、遂行する使命感をもって責任を果たすことができる。	② 教諭等のリーダーとしての自覚と使命感をもっている。
	③ 教育の動向や新しい教育に対する考え方を吸収し、学校経営に活用することができる。	③ 教育の動向や新しい教育に対する考え方を吸収し、学校運営に活用することができる。	③ 教育に関する新しい動向を吸収することができる。	③ 教育に関する新しい動向を吸収し、教科や授業の専門性の向上に積極的に努めることができる。
	④ 児童生徒・保護者・教職員に対して、公平・公正な立場で、誠実に対応することができる。	④ 児童生徒・保護者・教職員に対して、公平・公正な立場で、誠実に対応することができる。	④ 児童生徒・保護者・教職員に対して、誠実に対応することができる。	④ 児童生徒・保護者・教職員に対して、誠実に対応することができる。
	⑤ 教職員・保護者・地域の人々から信頼を得ることができる。	⑤ 教職員・保護者・地域の人々から信頼を得ることができる。	⑤ 命を受けた校務を推進し、教職員から信頼を得ることができる。	⑤ 授業や学級経営等において教職員の模範となり、信頼を得ることができる。
B 組織マネジメント	⑥ 内外環境等のデータや情報の分析をもとに、明確な学校経営ビジョンを策定し、その実現に向けた経営戦略の構築及び組織づくりをすることができる。	⑥ 学校経営ビジョンの実現に向けて、組織をチームとして機能させることができる。	⑥ 学校経営ビジョンを踏まえ、教職員の意向や状況を管理職と共有し、調整を図りながら取組を進めることができる。	⑥ 学校経営ビジョンを踏まえ、教職員の意向や状況を管理職と共有し、取組を進めることができる。
	⑦ 学校評価を行うとともに、PDCAの考え方に基づき、教育活動の改善に結びつけることができる。	⑦ 学校評価を行うとともに、PDCAの考え方に基づき、自校での取組の進捗管理をすることができる。	⑦ PDCAの考え方に基づき職務に取り組むことができるよう、教職員に対して指導・助言をすることができる。	⑦ PDCAの考え方に基づき職務に取り組むことができるよう、教職員に対して指導・助言をすることができる。
	⑧ 学校における働き方改革の推進の視点から、学校組織マネジメントの向上と教職員の意識改革を図るとともに、学校のデジタル化や業務の効率化・削減の取組目標を設定し、具体的な方策を示すことができる。	⑧ 学校における働き方改革の推進の視点から、教職員の意識改革を図り、学校のデジタル化や業務の効率化・削減についての取組を推進することができる。	⑧ 学校のデジタル化や業務の効率化・削減の取組について、校内体制の改善・充実を図り、業務改善を実践するとともに、教職員に対して指導・助言することができる。	⑧ 学校のデジタル化や業務の効率化・削減の取組について、校内体制の改善・充実を図り、業務改善を推進することができる。
C ネカリキュラム・マネジメント	⑨ 発達や学びの連続性、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図ることができる。	⑨ 発達や学びの連続性、教科等横断的な視点で、教育活動を推進できるよう教職員間の調整を行うことができる。	⑨ 発達や学びの連続性、教科等横断的な視点で、自校の教育活動をとらえることができる。	⑨ 発達や学びの連続性、教科等横断的な視点で、自校の教育活動をとらえることができる。
	⑩ 児童生徒の姿や地域の現状等に基づき、教育課程のPDCAサイクルを確立し、機能させることができる。	⑩ 教育内容の質の向上に向けて、児童生徒の姿や地域の現状等を開拓の調査や各種データ等に基づき把握することができる。	⑩ 児童生徒の姿や地域の現状等を把握するために、関連の調査や各種データを収集することができる。	⑩ 教科等における高い専門性と優れた指導力に基づき、教職員に対して指導・助言をすることができる。
	⑪ 学校経営ビジョンに基づく教育内容と教育活動を示し、その実現のために必要なICT環境や地域等の外部資源を活用する体制を整えることができる。	⑪ 自校のICT環境等、学校内外の資源を効果的に活用し、学校経営ビジョンに即した校内研修(研究)を主幹教諭等とともに推進することができる。	⑪ 自校のICT環境等、学校内外の資源を効果的に活用し、校内研修(研究)の運営に、指導・助言をすることができる。	⑪ 自校のICT環境等、学校内外の資源を効果的に活用し、授業研究等をコーディネートするとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。
D リスクマネジメント	⑫ 児童生徒・教職員の健康・安全管理を適切に行うことができる。	⑫ 児童生徒・教職員の健康・安全管理を適切に行うことができる。	⑫ 児童生徒の健康・安全管理を適切に行うことができる。	⑫ 児童生徒の健康・安全管理を適切に行うことができる。
	⑬ 突発的な事態や災害時に迅速かつ的確な判断や指示をすることができる。	⑬ 突発的な事態や災害時に校長を補佐し、的確な判断や指示をすることができる。	⑬ 突発的な事態や災害時に校長等の指示を受け、教職員をまとめることができる。	⑬ 突発的な事態や災害時に、教職員がまとまるように日頃から声かけをしたり、相談相手となったりすることができる。
	⑭ 学校で生じるであろう種々の危機事象を想定し、それに備える組織づくりをることができる。	⑭ 学校で生じるであろう種々の危機事象を想定し、それに備える組織づくりを補佐することができる。	⑭ 学校で生じるであろう種々の危機事象を想定し、それらに対応できるよう情報収集を行うことができる。	
	⑮ 校内外の連絡、情報共有体制を整えることができる。	⑯ 校内外の連絡、情報共有体制を活用することができる。	⑮ 児童生徒の個別の課題に対して校長等を補佐し、支援を推進することができる。	⑮ 児童生徒の個別の課題に応じた支援等を率先して行うことができる。
	⑯ 校内外の連絡、情報共有体制を整えることができる。	⑯ 校長等を補佐し、校内外の連絡、情報共有を図ることができる。	⑯ 校長等を補佐し、校内外の連絡、情報共有を図ることができる。	
E 地域等マネジメント	⑯ 地域等にある人的資源や物的資源等の確保と活用により、地域と協働した教育活動を組織化することができる。	⑯ 地域等にある人的資源や物的資源等を活用するためのネットワークをつくることができる。	⑯ 地域等にある人的資源や物的資源等を把握して学校教育の活動とつなぐことができる。	⑯ 保護者や地域の人々に、学校の教育活動を知つてもらうために積極的に働きかけることができる。
	⑰ 地域の人々や関係機関等に積極的に情報発信し、学校の現状や課題、学校経営ビジョンについて共通理解を図ることができる。	⑰ 地域の人々や関係機関等に積極的に情報発信し、学校の現状や課題を説明することができる。		
	⑱ 校種間・学校間連携の体制を整えることができる。	⑱ 校種間・学校間連携を図るために連絡調整を行い、運営することができる。	⑱ 校種間・学校間連携についての計画を立案することができる。	
F 人材育成	⑲ 教職員の育成を図るために校内指導体制を整えることができる。	⑲ 教職員の育成を図るために校内指導体制を運営することができる。	⑲ 教職員の育成を図るために校長等を補佐し、校内指導体制を運営することができる。	⑲ 教育活動の改善に向けた校内研修(研究)について、研究主任等と協力して推進することができる。
	⑳ 学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員を適切に指導することができる。	⑳ 学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員に対する適切な指導・助言をすることができる。	⑳ 学校の教育活動をより効果的に達成するために教職員に対する適切な指導・助言をすることができる。	⑳ 授業や学級経営に関して、教職員の相談に積極的にのつたり指導・助言したりすることができる。
	㉑ 教職員の評価を適切に実施し、フィードバックすることができる。	㉑ 教職員の評価を的確に実施することができる。	㉑ 教職員同士が学び合う仕組みづくりを行うとともに、指導・助言をすることができる。	㉑ 教科や授業等について、専門的な指導・助言をすることができる。
	㉒ 教員育成指標等を活用し、教職員のよさと課題を把握し、それぞれの教職員に応じた育成・指導や対話に基づく研修等の受講奨励を行なうことができる。	㉒ 教員育成指標等を踏まえ、教職員に対して必要な情報を伝達・説明することができる。	㉒ 教職員の服務監督を適切に行なうことができる。	
	㉓ 教職員の服務監督を適切に行なうことができる。	㉓ 教職員の服務監督を適切に行なうことができる。	㉓ 校長の掲げるワーク・ライフ・バランスの取組に基づき、業務改善に積極的に取り組むことができる。	㉓ 校長の掲げるワーク・ライフ・バランスの取組に基づき、業務改善に積極的に取り組むことができる。
G 監督	㉔ 教育の質の向上と教職員の健康増進に向け、ワーク・ライフ・バランスの取組を掲げ、業務改善に積極的に取り組むことができる。	㉔ 教育の質の向上と教職員の健康増進に向け、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、業務改善に積極的に取り組むことができる。	㉔ 校長等を補佐し、法令等に基づいた適正な学校運営や、不祥事の防止に向けた取組ができるよう、学校の教育活動を調整することができる。	
	㉕ 法令等に基づいた適正な学校経営を行なうとともに、不祥事防止委員会を効果的に機能させ、不祥事の防止に向けた実効性のある取組を推進することができる。	㉕ 校長を補佐し、法令等に基づいた適正な学校運営を行なうとともに、不祥事の防止に向けた実効性のある取組を推進することができる。	㉕ 目標に向けた取組の進め方について、教職員に指導・助言を行うことができる。	
H コンテンプスライ	㉖ 県や市町村の教育行政方針を理解し、目標に向けて実践することができる。	㉖ 県や市町村の教育行政方針を理解し、目標に向けた取組の進捗管理をすることができる。	㉖ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を教職員に説明し、教職員に説明することができる。	㉖ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。
	㉗ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を教職員に説明し、学校経営に生かすことができる。	㉗ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。		
	㉘ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を教職員に説明し、教職員に説明することができる。	㉘ 県の「教育大綱」、「教育振興基本計画」を理解し、教職員に説明することができる。		

* 県令第6年度より、校長を長とし、全ての県立学校及び市町村(学校組合)立学校において設置。
校内研修を実施するほか、各校における校内研修の内容や不祥事防止月間に於ける取組内容を協議するなど、不祥事防止に係る取組を強化。

職階		主事 (新規採用)		主査	主幹 (1~9年目)	主幹 (10年目以降) ·主任	総括主任	事務長
求められる資質・能力								
領域	項目							
A 学校の組織運営	① 組織運営への参画	事務職員の専門性を身に付け、所属や地域の学校の組織の運営体制を理解して、組織運営に取り組むことができる。	事務職員の専門性を生かして、学校事務全般について教職員に助言するなどして、所属や地域の学校の組織運営に参画できる。	事務職員の専門性を生かして、校内諸規定の整備や学校事務全般に関して教職員に助言を行うなどして、所属や地域の学校の組織運営に参画できる。	職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用し、組織運営や事務体制等における自己の役割を自覚して学校運営に参画するとともに、学校事務全般に関して啓発・助言を行うことができる。	職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用し、校務分掌や事務体制等において中心的役割を担って学校運営に参画するとともに、ミドルリーダーとしての実践的な力を發揮して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な高度な知識・技能を習得・活用し、組織運営への参画や教職員への適切な指導・助言を行なうなど、広域的視野に立った実践的指導力を發揮して、業務に取り組むことができる。	教育委員会や校長会等と連携して学校の教育力向上に寄与とともに、リーダーシップを發揮して共同学校事務室または県立学校事務室を総括し、教育に関するビジョンや経験に裏打ちされた見識等をもって事務職員に指導・助言することで、学校事務の均質化及び適正化、若年層の育成を行うことができる。
	② 組織運営の課題解決	組織運営の基礎を理解し、課題を把握して解決に向けて取り組むよう努めることができる。	組織運営の課題を把握し、解決に向けて取り組むことができる。	組織運営の課題を把握し、解決に向けて工夫した取り組みができる。	学校事務の質の向上を目指し組織運営の課題を把握し、他の教職員と連携して解決に向けた企画を立案することができる。	教職員に指導・助言を行い育成指導を図るとともに、他の教職員と連携して職務遂行上の課題の改善に取り組むことができる。	所属や地域の学校の教育目標達成に向けて必要な環境を整備するための諸課題を把握し、長期的なビジョンを持って積極的に組織運営に参画できる。	教育行政方針の重点課題を踏まえ、長期的なビジョンを持って積極的に組織運営ができる。
	③ 他の教職員との連携・協力	連携・協働の意義を心がけ、コミュニケーションを意識しながら職務を行うことができる。	組織的・協働的な対応を心がけ、他の教職員とコミュニケーションをとりながら職務遂行上の課題の改善に向かって協力することができる。	組織的・協働的な対応を心がけ、他の教職員とコミュニケーションをとりながら職務遂行上の課題の改善に向かって進んで協力することができる。	常に組織的・協働的な対応を心がけ、互いの職務をカバーし合うとともに、若年の教職員に啓発や指導・助言を行なうなど、他の教職員を支援し、経験に基づいた交渉力を生かして協力的な関係を築くことができる。	常に組織的・協働的な対応を心がけ、所属や地域の関係者との折衝・調整・連携をスムーズに行い、円滑な組織運営につなげることができる。	関係機関や教職員をつなぐ役割を果たすことができ、学校目標の実現や課題の解決につながる組織運営を行なうことができる。	
B 学校事務	④ 専門知識・技能	学校事務全般に関する基礎的な条例、規則等を理解し、適正な事務処理を行うとともに、ICT機器の活用支援（環境整備を含む）を行うことができる。	学校事務全般に関する条例、規則等を習得し、適正な事務処理を行うとともに、ICT機器の活用支援（環境整備を含む）を行うことができる。	学校事務全般に関する条例、規則等を精通し、適正で迅速な事務処理を行うとともに、ICT機器の活用支援（環境整備を含む）を行うことができる。	学校事務全般に関する条例、規則等に精通し、適正で高度な事務処理を行うとともに、ICT機器の活用支援（環境整備を含む）を行うことができる。	適正で高度な事務処理やICT機器の活用支援（環境整備を含む）を行うとともに、事務職員の能力や業務実態を把握して課題を見出し、改善に向けた指導・助言を行い職業能力を育成できる。	教育課題や行財政に関する知識を生かし、事務職員の能力や業務実態を把握して課題を見出し、改善に向けた指導・助言を行い職業能力を育成できる。	
	⑤ 創意工夫	業務を行っていく上で効率的な事務処理が行えるよう、常に意識することができる。	既存の事務処理方法に工夫や改善を加えるなどして、効率的な事務処理に取り組むことができる。	既存の事務処理方法に工夫や改善を加えるなどして、効率的な事務処理体制の構築に取り組むことができる。	既存の事務処理方法に工夫や改善を加えるなどして、効率的な事務処理体制の構築に取り組むことができる。	学校事務や行財政に関する知識を生かし、所属や地域の関係者との折衝・調整・連携をスムーズに行い、効率的な事務処理体制につなげることができる。	学校事務や行財政に関する知識を生かし、教育委員会・校長会・教頭会等との連携を図り、所属や地域の学校事務の質の向上と均衡のとれた執行につなげることができる。	教育課題や行財政に関する知識を生かし、学校内外の関係者との折衝・調整・連携し、円滑な組織運営や業務の効率化・改善につなげることができる。
	⑥ 危機・安全管理	学校事務全般において危機管理の重要性を理解しリスクマネジメントに取り組むとともに、安全に配慮した学校環境の整備を行うことができる。	学校事務全般において危機を予測し未然に防止するためのリスクマネジメントに取り組むとともに、安全に配慮した学校環境の整備を行うことができる。	事務職員の専門性を生かして危機を予測し、未然に防止するためのリスクマネジメントや学校環境の改善に積極的に取り組み、安全に配慮した学校環境の整備を行うことができる。	施設設備や情報セキュリティ等の安全管理や児童生徒の健康・安全管理が確実に行えるよう、教職員の認識を深めるための指導・助言を行うことができる。	危機管理体制の構築・強化に取り組み、施設設備や情報セキュリティ等の安全管理や児童生徒の健康・安全管理が確実に行えるよう、教職員の認識を深めるための指導・助言を行うことができる。		
C 関係機関・地域との連携・協働	⑦ 情報管理	個人情報の取扱いに留意し、収集した児童生徒の情報を基に職務を通じて児童生徒支援に生かすとともに、学校教育活動の広報等の地域や保護者への情報公開に適切に関わることができる。		個人情報の取扱いに留意し、収集した児童生徒の情報を基に職務を通じて児童生徒支援に生かすとともに、情報の発信や収集を適切に行なうことができる。	個人情報保護に留意し、積極的に情報の発信や収集を行い、教育委員会や校長等と情報を共有することで、保護者や地域と連携した教育活動の推進に活用することができる。	個人情報保護に留意し、積極的に情報の発信や収集を行い、教育委員会や校長等と情報を共有することで、保護者や地域と連携した教育活動の推進を行なうことができる。	個人情報保護に留意し、積極的に情報の発信や収集を行なうことで効率的な組織運営を行い、教育委員会や校長等と情報を共有することで、保護者や地域と連携した教育活動の推進に活用することができる。	
	⑧ 地域との連携・協働	「チーム学校」として地域の住民、大学や企業等との連携・協働の推進に向けて、他の教職員とともに取り組むことができる。	「チーム学校」として地域の住民、大学や企業等との連携・協働の推進と、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みの構築に向けて、他の教職員とともに取り組むことができる。	「チーム学校」として他の教職員とともに地域の住民、大学や企業等との連携・協働の推進と、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みの構築に努めることができる。	地域等との協働・連携の推進を推進し、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みを管理職等と連携して構築することができる。	地域の住民、大学や企業等との連携・協働を推進し、地域全体で子どもたちを見守り育てる仕組みを構築することができる。		
	⑨ 連絡調整	開かれた学校づくりや、地域及び保護者からの学校支援等に際し、連絡調整等に適切に関わることができる。	開かれた学校づくりや、地域及び保護者からの学校支援等に際し、連絡調整等に適切に関わり、効率的な学校運営につなげることができる。	開かれた学校づくりや、地域及び保護者からの学校支援等に際し、連絡調整等に適切に関わり、効率的で効率的な組織運営につなげることができる。	開かれた学校づくりや、地域及び保護者からの学校支援等における連絡調整等に適切に関わり、効率的で効率的な組織運営につなげることができる。	開かれた学校づくりや、地域及び保護者からの学校支援等における連絡調整等に適切に関わり、効率的で効率的な組織運営につなげることができる。	関係機関等の取組に積極的に参画し、学校経営ビジョンの具体化や組織経営へのサポートに生かすことができる。	
D セルフマネジメント	⑩ 法令遵守・倫理観	地方公務員として法令遵守や倫理観、不祥事の防止に対して意識して行動することができる。	地方公務員として法令遵守や倫理観、不祥事の防止に対して高い規範意識を持ち、行動することができる。	地方公務員として法令遵守や倫理観、不祥事の防止に対して高い規範意識を持つて行動し、教職員への助言を行なうことができる。	法令等に基づいた高い規範意識や、不祥事の防止の意識を持って職務を遂行し、教職員への指導・助言を行うことができる。	法令等に基づいた高い規範意識や、不祥事の防止の意識を持って職務を遂行し、教職員への指導・助言を行うことができる。	管理職として法令等を遵守し、不祥事を防止とともに教職員への指導の徹底を図ることができる。	
	⑪ 責任感・積極性	責任感や積極性を持って職務に取り組み、学校運営に関わることができる。	責任感や積極性を持って職務に取り組み、積極的に学校運営に関わることができる。	責任感や積極性を持って職務に取り組み、主体的に組織運営に関わることができる。	教育行政方針を理解して、所属や地域との組織運営の課題の把握と解決に責任感と積極性を持って取り組むことができる。	教育行政方針を理解して、所属や地域との組織運営の課題の把握と解決に責任感と積極性を持って取り組むことができる。	学校経営ビジョンや教育行政方針を理解し、課題解決に向けて責任感と積極性を持って主体的に取り組むことができる。	
	⑫ ワーク・ライフ・バランス	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。			健康的な生活習慣のもと、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送るとともに、教職員の業務実態を把握し、働き方や心身の健康について、的確な指示や指導・助言を行なうことができる。			